

電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	(第一条関係)	1
○商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)	(第二条関係)	106
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年八月法律第八十号)	(第三条関係)	128
○金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	(附則第四十二条関係)	134
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	(附則第四十三条関係)	137
○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	(附則第四十五条関係)	139
○電気工事士法(昭和三十五年法律第三百二十九号)	(附則第四十五条関係)	140
○大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)	(附則第四十五条関係)	141
○騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)	(附則第四十五条関係)	142
○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)	(附則第四十五条関係)	143
○振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)	(附則第四十五条関係)	144
○湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)	(附則第四十五条関係)	145
○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)	(附則第四十五条関係)	146
○ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)	(附則第四十五条関係)	147
○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)	(附則第四十六条関係)	148
○道路法(昭和二十七年法律第八十号)	(附則第四十八条関係)	150
○農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)	(附則第四十九条関係)	152
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)	(附則第四十九条関係)	153
○新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)	(附則第四十九条関係)	154
○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律(昭和二十八年法律第七十一号)	(附則第五十条関係)	155
○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)	(附則第五十一条関係)	156
○公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)	(附則第五十二条関係)	164

○電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（附則第五十三條關係）	165
○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（附則第五十四條關係）	166
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（附則第五十五條關係）	168
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第五十六條關係）	169
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第五十八條關係）	170
○電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）（附則第六十條關係）	174
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（附則第六十二條關係）	178
○消費税法（昭和六十三年法律第八十号）（附則第六十三條關係）	180
○商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（附則第六十四條關係）	181
○地価税法（平成三年法律第六十九号）（附則第六十五條關係）	184
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（附則第六十六條關係）	185
○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（附則第六十七條關係）	187
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第六十九條關係）	189
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第十二條の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（附則第七十一條關係）	193
○所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）（附則第七十二條關係）	194
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十七号）（附則第七十三條關係）	197
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（附則第七十四條關係）	198



の二)

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出(第二十八条

の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―第二十八条の三十  
九)

第六目 業務(第二十八条の四十一―第二十八条の四十六)

第七目 財務及び会計(第二十八条の四十七―第二十八  
条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一)

第九目 雑則(第二十八条の五十二)

第四款 供給計画(第二十九条・第三十条)

第五款 供給命令等(第三十一条―第三十三条)

第六款 電気の使用制限等(第三十四条―第三十七条)  
(削る)

(削る)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第三十八条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)

第二款 卸供給事業者等の届出(第二十八条の二・第二  
十八条の三)

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則(第二十八条の四―第二十八条の九)

第二目 会員(第二十八条の十一―第二十八条の十二)

第三目 設立(第二十八条の十三―第二十八条の十七)

第四目 管理(第二十八条の十八―第二十八条の三十)

第五目 総会(第二十八条の三十一―第二十八条の三十  
九)

第六目 業務(第二十八条の四十一―第二十八条の四十  
六)

第七目 財務及び会計(第二十八条の四十七―第二十  
八条の五十)

第八目 監督(第二十八条の五十一)

第九目 雑則(第二十八条の五十二)

第四款 供給計画(第二十九条)

(新設)

(新設)

第三節 監督(第三十条―第三十三条)

第三章 会計及び財務(第三十四条―第三十七条)

第三編 電気工作物

第一章 定義(第三十八条)

第二章 事業用電気工作物

第一節 技術基準への適合(第三十九条―第四十一条)

第二節 自主的な保安(第四十二条―第四十六条)

第三款 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第六章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十二）

第七章 雑則（第一百条―第一百四条）

第八章 罰則（第一百五条―第二百二十三条）

附則

（削る）

第一章 総則

第一条 （略）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。

二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特

第三節 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四節 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五節 承継（第五十五条の二）

第三章 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四編 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五編 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一章 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二章 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三章 登録調査機関（第八十九条―第九十九条）

（新設）

第六編 雑則（第一百条―第一百四条）

第七編 罰則（第一百五条―第二百二十三条）

附則

第一編 総則

（新設）

第一条 （略）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第

定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。

三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

一項の許可を受けた者をいう。

三 卸電気事業 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」という。)に応ずる電気の供給(第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。)を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。

九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

十 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。

十一 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、

(削る)

(略)

四| 五|

接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

(削る)

ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該

非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の

経済産業省令で定めるものをいう。

十二 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者（一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。）をいう。

十三 (略)

十四 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 特定電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給すること。

ロ 特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所（特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点（同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。）を除く。）において、当該他の者に対して、当該他の者のその特定規模電気事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

ハ 電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このハにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらかじめ

電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六（略）

七 発電量調整供給 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島）その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。）

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電

じめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。）。

十五（略）

（新設）

（新設）



気の供給（以下「離島供給」という。）

九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。

十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。

十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。

十八 (略)

2 一般送配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般送配電事業とみなす。

一 他の一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を供給する事業

二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、発電量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業

三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給（小売電気事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行う事業

3 送電事業者が営む一般送配電事業者に振替供給を行う事業は、送電事業とみなす。

(削る)

(削る)

第二章 電気事業

第一節 小売電気事業

第一款 事業の登録

(事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の

十六 (略)

2 一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

一 他の一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業

二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業

三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業（前二号に該当するものを除く。）

3 卸電気事業者が営む一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。

第二編 電気事業

第一章 事業の許可等

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)(に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号(第五号を除く。)(に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 | 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

(変更登録等)

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 | 前項の変更登録を受けようとする小売電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

3 第二条の三第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

(承継)

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(新設)

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

2 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消し)

2 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

(新設)

(新設)

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

(新設)

(経済産業省令への委任)

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

## 第二款 業務

(新設)

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

(新設)

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)  
第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として

(新設)

行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「

「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 契約年月日

（新設）



三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方(当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(名義の利用等の禁止)

第二条の十六 小売電気事業者は、その名義を他人に小売電気事業のため利用させてはならない。

2 小売電気事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、小売電気事業を他人にその名において経営させてはならない。

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達

(新設)

(新設)

(新設)

に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2| 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3| 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

## 第二節 一般送配電事業

### 第一款 事業の許可

#### (事業の許可)

第三条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

#### (削る)

#### (許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

#### (新設)

#### (新設)

#### (事業の許可)

第三条 電気事業（特定規模電気事業を除く。以下この章（第五条第七号及び第十七条第一項を除く。）において同じ。）を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2| 前項の許可は、一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業の区分により行う。

#### (許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給区域

四 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

(削る)

(削る)

イ・ロ (略)

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

2

(略)

(許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしない。

一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。

二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その一般送配電事業の計画が確實であること。

四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。

五 その一般送配電事業の開始によつてその供給区域の全部又

(新設)

二 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点

三 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ・ニ (略)

(新設)

(新設)

2

(略)

(許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 その電気事業の開始が一般の需要、一般電気事業の需要又は供給地点における需要に適合すること。

二 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その電気事業の計画が確實であること。

四 一般電気事業又は特定電気事業にあつては、その事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域又は供給地点における電気需要に応ずることができるものであること。

五 一般電気事業にあつては、その事業の開始によつてその供

は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

(削る)

六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

(許可証)

第六条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 供給区域

五 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

(削る)

(削る)

イ・ロ (略)

ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

給区域の全部又は一部について一般電気事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。

六 特定電気事業でその供給地点が一般電気事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般電気事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること、特定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして適切であること。

(許可証)

第六条 経済産業大臣は、第三条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点

四 電気事業の用に供する電気工作物に関する次の事項

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

ハ・ニ (略)

(新設)

二 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

(事業の開始の義務)

第七条 一般送配電事業者は、事業の許可を受けた日から十年以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 一般送配電事業者は、その事業(第二項の規定により供給区域を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(供給区域の変更)

第八条 一般送配電事業者は、第六条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条及び前条の規定は、前項の許可(同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。)に準用する。

(削る)

(新設)

(事業の開始の義務)

第七条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この章において同じ。)は、事業の許可を受けた日から十年(特定電気事業者にあつては、三年)以内において経済産業大臣が指定する期間内に、その事業を開始しなければならない。

2 経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 経済産業大臣は、電気事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 電気事業者は、その事業(第二項の規定により供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業)を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(供給区域等の変更)

第八条 電気事業者は、第六条第二項第三号の事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定電気事業者がその供給地点について経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第五条の規定は、前項の許可に準用する。

3 特定電気事業者は、第一項ただし書の経済産業省令で定める

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(電気工作物等の変更)

第九条 一般送配電事業者は、第六条第二項第五号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般送配電事業者は、第六条第二項第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更(前項に規定するものを除く。)をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした一般送配電事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届

軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
4 前項の規定による届出をした特定電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号(第五号を除く。次項において同じ。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした特定電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 前条の規定は、第一項及び第三項の場合(供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点の減少の場合を除く。)に準用する。

(電気工作物等の変更)

第九条 電気事業者は、第六条第二項第四号の事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 電気事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたとき、又は同項第四号の事項の変更(前項に規定するものを除く。)をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係

出に係る変更をしてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般送配電事業者の一般送配電事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般送配電事業者の一般送配電事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割)

第十条 一般送配電事業の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般送配電事業者たる法人の合併及び分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

(承継)

第十一条 一般送配電事業の全部の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、一般送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該一般送配電事業の全部を承継した法人は、一般送配電事業者の地位を承継する。

る変更をしてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした電気事業者の電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割)

第十条 電気事業の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 電気事業者たる法人の合併及び分割（電気事業の全部を承継させるものに限る。次条第一項において同じ。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 (略)

(承継)

第十一条 電気事業の全部の譲渡しがあり、又は電気事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該電気事業の全部を承継した法人は、電気事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般送配電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(設備の譲渡し等)

第十三条 一般送配電事業者は、その一般送配電事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、経済産業省令で定める設備については、この限りでない。

2 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十四条 一般送配電事業者は、一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 一般送配電事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 経済産業大臣は、一般送配電事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

(事業の許可の取消し等)

第十五条 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。次条第一項において同じ。）内に事業を開始しないときは、第三条の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により電気事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(設備の譲渡し等)

第十三条 電気事業者（特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、その電気事業の用に供する設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的としようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、経済産業省令で定める設備については、この限りでない。

2 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十四条 電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 経済産業大臣は、電気事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときでなければ、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。

(事業の許可の取消し等)

第十五条 経済産業大臣は、電気事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に事業を開始しないときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。



2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般送配電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。

(削る)

(削る)

3 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその一般送配電業者に送付しなければならぬ。

第十六条 経済産業大臣は、第八条第一項の許可を受けた一般送配電事業者が同条第二項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において事業を

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、電気事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、卸電気事業者の卸電気事業の用に供する電気工作物が第二条第一項第三号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることを見込まれないと認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、第一項又は第二項に規定する場合を除くほか、特定電気事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消し、又はその供給地点を減少することができる。

一 その特定電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しなくなつたこと。

二 その特定電気事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点における電気の需要に応ずることができないものとなつたこと。

三 前二号に規定する場合を除くほか、その特定電気事業が公共の利益を阻害するものとなつたこと。

5 経済産業大臣は、前各項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気業者に送付しなければならぬ。

第十六条 経済産業大臣は、第八条第一項の許可を受けた電気事業者が同条第七項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給区域において、その増加す

開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

(削る)

2| 経済産業大臣は、一般送配電事業者がその供給区域の一部において一般送配電事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

(削る)

3| 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第二款 業務

(削る)

る供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2| 経済産業大臣は、第八条第三項の規定による届出（供給地点を増加することとなるものに限る。）をした特定電気事業者が同条第七項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その供給地点を減少することができる。

3| 経済産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において一般電気事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

4| 経済産業大臣は、特定電気事業者がその一部の供給地点において特定電気事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その供給地点を減少することができる。

5| 前条第五項の規定は、前各項の場合に準用する。

(新設)

(特定規模電気事業の届出)

第十六条の二 一般電気事業者以外の者は、特定規模電気事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2| 特定規模電気事業者は、前項の事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(削る)

3 特定規模電気事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(特定規模電気事業者の電線路の届出)

第十六条の三 特定規模電気事業者は、自らが維持し、及び運用する電線路を介して特定規模電気事業を行おうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その電線路ごとに、その電線路及びその電線路を介して電気を供給する場所（以下この条において「供給場所」という。）に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした特定規模電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行つてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことがその届出に係る供給場所を供給区域に含む一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより前項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）

以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電線路を介して特定規模電気事業を行うことにより第四項に規定する一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認められる相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定規模電気事業者は、第一項の規定による届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「電線路を介して特定規模電気事業を行つてはならない」とあるのは「変更をしてはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電線路を介して特定規模電気事業を行うこと」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(特定規模電気事業の承継)

第十六条の四 特定規模電気事業の全部の譲渡しがあり、又は特定規模電気事業者について相続、合併若しくは分割（当該特定規模電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、特定規模電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割

(削る)

(託送供給義務等)

第十七条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業者の用に供するための電気又は第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。)を拒んではならない。

2 | 一般送配電事業者は、その発電量調整供給を行うために過剰な供給能力を確保しなければならないこととなるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における発電量調整供給を拒んではならない。

3 | 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島供給を拒んではならない。

4 | 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 | 一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の最終保障供給若しくは離島供給の業務の方法又は当該一般送配電事業者が行

により当該特定規模電気事業の全部を承継した法人は、特定規模電気事業者の地位を承継する。

2 | 前項の規定により特定規模電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(特定供給)

第十七条 電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者(一般電気事業者を除く。)は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

1 | 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

2 | 一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 | 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

1 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

2 | 供給の相手方の氏名又は名称及び住所

3 | 供給する場所

4 | 前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 | 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

1 | 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省

う最終保障供給若しくは離島供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給又は離島供給の相手方(当該一般送配電事業者から最終保障供給又は離島供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。)からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(削る)  
(削る)

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び発電量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 | 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条

令で定める密接な関係を有すること。

2 | 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

4 | 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 | 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二章 業務  
第一節 供給

(供給義務等)

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要(事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 | 一般電気事業者は、供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがあるときその他正当な理由がなければ、その供給区域における特定規模需要(その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。)に応ずる電気の供給を拒んではならない。

3 | 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならぬ。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款（次項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第七項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

5 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条

4 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者にその

一般電気事業の用に供するための電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。

一般電気事業者がその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と第二十四条の二第一項の補完供給契約を締結しているときも、同様とする。

5 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における一般の需要に応じ、又はその供給区域内の事業開始地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

6 一般電気事業者及び卸電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるのでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。

7 特定電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた供給地点（同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）以外の供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

- 件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならぬ。
- 6 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
  - 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 一般送配電事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 7 一般送配電事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。
- 8 一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条



件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定による届出に係る託送供給等約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

10 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四 一般送配電事業者及び第八項の規定による届出に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

11 経済産業大臣は、第八項の規定による届出に係る託送供給等約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その託送供給等約款を変更すべきことを命ずる

ことができる。

12| 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第二項の規定による託送供給等約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約款を公表しなければならない。

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に应ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3| 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には

、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款（次項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 | 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 | 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 | 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

7 | 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 8| 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。
- 9| 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
  - 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 10| 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 11| 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第一項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の利用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。
- 12| 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めるときは、経済産業省令で定めるところにより、その約款（以下「選択約款」という。）を経済産業大臣に届け出なければならない。こ

れを変更したときも、同様とする。

13) 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。

二 第一項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(一般電気事業者の最終保障約款)

第十九条の二 一般電気事業者は、その供給区域における特定規模需要(その一般電気事業者以外の者から電気の供給を受け、又はその一般電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けているものを除く。)に应ずる電気の供給を保障するための電気の供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

(最終保障供給約款)

第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2

一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款(以下この条において「最終保障供給約款」という。)以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3| 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 (略)

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4| 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

(削る)

第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の

(離島供給約款)

2| 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その約款(以下「最終保障約款」という。)を変更すべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 (略)

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

(新設)

(一般電気事業者の供給約款等の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、第十九条第一項の規定により供給約款の認可を受け、同条第四項若しくは第七項の規定により供給約款の変更の届出をし、若しくは第二十三条第三項の規定による供給約款の変更があつたとき、第十九条第十二項の規定により選択約款の届出をしたとき、又は前条第一項の規定により最終保障約款の届出をしたときは、その供給約款、選択約款又は最終保障約款をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。

(一般電気事業者の供給約款等による供給の義務)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた

供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

3 | 経済産業大臣は、離島供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その離島供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金の水準がその供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給に係る料金の水準と同程度のものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 料金以外の供給条件が社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、離島供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 | 第十八条第十二項の規定は、第一項の規定により離島供給約款の届出をしたときに準用する。

供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）又は第十九条第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

2 | 一般電気事業者は、その供給の相手方と料金その他の供給条件について交渉により合意した場合を除き、第十九条の第二項の規定による届出をした最終保障約款以外の供給条件により、その供給区域における特定規模需要に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うときは、この限りでない。

(削る)

(卸供給の供給条件)

第二十二條 一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者（以下この条において「一般電気事業者等」という。）は、経済産業大臣に届け出た料金その他の供給条件（次条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）によるのであれば、卸供給を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 一般電気事業者が実施する入札（第五項の規定による公表があつたものに限る。以下この条において「特定入札」という。）に応じて落札した供給条件（第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において同じ。）により卸供給を行うとき。

二 供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣が期限を付して承認したとき。

2 | 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る卸供給を開始してはならない。

3 | 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が第十九条第二項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 | 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が第十九条第二項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

5 | 卸供給を受けようとする一般電気事業者は、その卸供給を行う者及びその供給条件を入札により決定しようとする場合にお



- いて、その入札の実施の方法が経済産業省令で定める要件に該当するものであるときは、その旨を、経済産業省令で定めるところにより、公表することができる。
- 6 一般電気事業者は、前項の規定による公表をしたときは、同項の経済産業省令で定める要件に該当する方法により、その入札を実施しなければならない。
- 7 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、その供給条件を、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 8 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、その供給条件を変更することができる。
- 9 特定入札に応じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給条件を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 10 前項の規定による届出に係る供給条件は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。
- 11 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 12 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれかに適合していないと認めるとき

は、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

(供給約款等に関する命令及び処分)

第二十三条 経済産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は第二十一条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（第三項の規定による変更があつたときは、その変更後の供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による命令をした場合において、前二項の期限までに認可の申請又は変更の届出がないときは、供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(特定電気事業者の供給条件)

第二十四条 特定電気事業者は、電気の料金その他の供給条件を

(削る)

(削る)

定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定電気事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 特定電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

3| 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件を、その実施の日までに、その供給地点において周知させるための措置をとらなければならない。

4| 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により、その供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うときは、この限りでない。

(補完供給契約)

第二十四条の二 一般電気事業者は、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補完供給契約（事故その他の経済産業省令で定める事由により、特定電気事業者がその特定電気事業の用に供する電気に不足が生じた場合に、その特定電気事業

(削る)

者に對して、その不足する電氣の供給（振替供給を除く。）を行うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結しようとするときは、その供給に係る料金その他の供給条件について、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

3 經濟産業大臣は、補完供給契約に関して、一般電氣事業者とその供給区域内に供給地点を有する特定電氣事業者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その供給地点の電氣の使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般電氣事業者及び特定電氣事業者に對して、料金その他の供給条件を指示して、補完供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた一般電氣事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

5 第二十三条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた料金その他の供給条件（前項の規定により第一項の認可を受けたものとみなされたものを含む。）に準用する。

（一般電氣事業者の託送供給）

第二十四条の三 一般電氣事業者は、託送供給（振替供給にあつては、一般電氣事業、特定電氣事業若しくは特定規模電氣事業の用に供するための電氣又は第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電氣に係るものであつて、經濟産業省令で定めるものに限る。以下同じ。）に係る料金その他の供給条件について、經濟産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業大臣に届け

（削る）

出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般電気事業者は、前項の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 供給約款又は選択約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

二 第一項の規定による届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 一般電気事業者及び第一項の規定による届出に係る託送供給約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4 一般電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

5 経済産業大臣は、一般電気事業者が正当な理由なく託送供給

(削る)

を拒んだときは、その一般電気事業者に対し、託送供給を行うべきことを命ずることができる。

(卸電気事業者の振替供給)

第二十四条の四 卸電気事業者は、振替供給（一般電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。以下この条及び第二十四条の七において同じ。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その維持し、及び運用する電線路の状況からみて振替供給を行うことが想定されないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした料金その他の供給条件を変更しようとする場合に準用する。

3 卸電気事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条及び第二十四条の七において同じ。）は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により振替供給を行うことはならない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該卸電気事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

(一般送配電事業等の業務に関する会計整理等)

第二十二條 一般送配電事業者は、一般送配電事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理しなければならない。

2 前項の場合において、一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。

(禁止行為等)

第二十三條 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給及び発電量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供す

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 卸電気事業者及び第一項本文の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5 経済産業大臣は、卸電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その卸電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(一般電気事業者の託送供給等の業務に関する会計整理等)

第二十四條の五 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理しなければならない。

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

(一般電気事業者の託送供給に伴う禁止行為等)

第二十四條の六 一般電気事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 託送供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的の

る目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(削る)

(供給区域外に設置する電線路による供給)

第二十四条 一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自ら維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行うおとすときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般送配電事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第二条第一項第五号に掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

ために利用し、又は提供すること。

二 その託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(準用)

第二十四条の七 前二条の規定は、卸電気事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「託送供給」とあるのは「振替供給」と、第二十四条の五第一項中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と読み替えるものとする。

(一般電気事業者の供給区域外の供給)

第二十五条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定規模電気事業として供給するとき、一般電気事業、特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気を供給するとき、及び振替供給（一般電気事業、特定電気事業若しくは特定規模電気事業の用に供するための電気又は第二条第一項第十四号に掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行うときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。



- 一 その供給が他の一般送配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者がその供給を行うことが容易かつ適切でないこと。
- 二 その供給を行うことがその供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

(特定送配電事業者に対する協議の求め)

第二十五条 一般送配電事業者は、一般送配電事業を行うために電線路が新たに必要となる場合であつて、当該電線路を設置したならばその供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあり、かつ、これを防止するため当該一般送配電事業者が特定送配電事業者から託送供給を受けて一般送配電事業を行う必要があると認めるときは、当該特定送配電事業者に対し、当該一般送配電事業者に託送供給を行うことにつき協議を求めることができる。

- 2 前項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 経済産業大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。
- 5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

(電圧及び周波数)

第二十六条 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧及び

- 一 その供給が他の一般電気事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般電気事業者がその供給を行うことが容易かつ適切でないこと。
- 二 その供給が特定電気事業者の事業開始地点における需要に応じ行われるものでないこと。

(新設)

(電圧及び周波数)

第二十六条 電気事業者(卸電気事業者及び特定規模電気事業者

周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害しているとき、一般送配電事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(業務改善命令)

第二十七条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第十七条第五項の規定に違反したときは、一般送配電事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

を除く。以下この条において同じ。)は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するよう努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害しているとき、電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(電気の使用制限等)

第二十七条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者(以下この条において「一般電気事業者等」という。)から電気の供給を受ける者に対し「一般電気事業者等」の供給する電気の使用を制限すべきこと又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、一般電気事業者等から電気の供給

第三款 会計及び財務

(会計の整理等)

第二十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(償却等)

第二十七条の三 経済産業大臣は、一般送配電事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

第三節 送電事業

(事業の許可)

第二十七条の四 送電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

を受ける者に対し、一般電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(許可の申請)

第二十七条の五 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 振替供給の相手方たる一般送配電事業者

四 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧

ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十七条の六 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その送電事業の開始が一般送配電事業の需要に適合すること。

二 その送電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その送電事業の計画が確実であること。

四 その送電事業の用に供する電気工作物が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益

(新設)

(新設)

が阻害されるおそれがないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その送電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

(許可証)

第二十七条の七 経済産業大臣は、第二十七条の四の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 四 振替供給の相手方たる一般送配電事業者
- 五 送電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
  - イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧
  - ロ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力

(事業の許可の取消し等)

第二十七条の八 経済産業大臣は、送電事業者が第二十七条の十ニにおいて準用する第七条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)次条第一項において同じ。)内に事業を開始しないときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、送電事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第二十七条

(新設)

(新設)

の四の許可を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、送電事業者の送電事業の用に供する送電用の電気工作物が第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることを見込まれないと認めるときは、第二十七条の四の許可を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前三項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその送電事業者に送付しなければならない。

第二十七条の九 経済産業大臣は、第二十七条の十二において準用する第八条第一項の許可を受けた送電事業者が第二十七条の十二において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する振替供給の相手方たる一般送配電事業者に対して事業を開始しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(振替供給義務等)

第二十七条の十 送電事業者は、一般送配電事業者に振替供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、振替供給を拒んではならない。

2 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるお

(新設)

(新設)

それがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(振替供給)

第二十七条の十一 送電事業者は、一般送配電事業者に対する振替供給（これに係る契約が経済産業省令で定める要件に該当するものであるものに限る。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 送電事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により一般送配電事業者に対する振替供給を行つてはならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該送電事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者が振替供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 送電事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件により電気の供給を受ける一般送配電事業者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がな

(新設)

いこと。

4 | 経済産業大臣は、送電事業者が正当な理由なく一般送配電事業者に対する振替供給を拒んだときは、その送電事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

(準用)

第二十七条の十二 第七条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三條、第二十七條第一項、第二十七條の二及び第二十七條の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において、第七条第二項及び第四項並びに第八条第二項中「供給区域」とあるのは「振替供給の相手方たる一般送配電事業者」と、同条第一項中「第六条第二項第四号」とあるのは「第二十七条の七第二項第四号」と、同条第二項及び第十條第三項中「第五条」とあるのは「第二十七條の六」と、第九條第一項中「第六条第二項第五号」とあるのは「第二十七條の七第二項第五号」と、同条第二項中「第六条第二項第二号」とあるのは「第二十七條の七第二項第二号」と、第二十二條第一項及び第二十三條第一項第二号中「送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

#### 第四節 特定送配電事業

(事業の届出)

第二十七條の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

(新設)

(新設)

(新設)



- の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
  - 三 供給地点
  - 四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
    - イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧
    - ロ 配電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、周波数及び電圧
    - ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力
    - ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
    - 五 事業開始の予定年月日
    - 六 その他経済産業省令で定める事項
  - 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 3 第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供してはならない。
  - 4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することがその届出に係る供給地点を供給区域を含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
  - 5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより前項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害

されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日（次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る電気工作物を特定送配電事業の用に供することにより第四項に規定する一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が著しく阻害されるおそれがあるかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第三項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、二十日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合において、経済産業大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 特定送配電事業者は、第一項第三号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の届出に準用する。この場合において、第三項中「特定送配電事業の用に供してはならない」とあるのは「変更してはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない」と、第四項から第六項までの規定中「電気工作物を特定送配電事業の用に供すること」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

9 特定送配電事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出な

なければならない。

(託送供給義務)

第二十七条の十四 特定送配電事業者は、小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約しているときは、正当な理由がなければ、託送供給を拒んではならない。

(新設)

(小売供給の登録)

第二十七条の十五 特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行おうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(新設)

(登録の申請)

第二十七条の十六 前条の登録を受けようとする特定送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 供給地点

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

五 小売供給開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売供給を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その

他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十七条の十七 経済産業大臣は、第二十七条の十五の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者たる特定送配電事業者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十七条の十八 経済産業大臣は、第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十七条の二十一第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気

(新設)

(新設)

2| の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者  
経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは  
理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しな  
ければならない。

(変更登録等)

第二十七条の十九 第二十七条の十五の登録を受けた特定送配電  
事業者(以下「登録特定送配電事業者」という。)は、第二十  
七条の十六第一項第四号に掲げる事項を変更しようとするとき  
は、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし  
、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでな  
い。

2| 前項の変更登録を受けようとする登録特定送配電事業者は、  
経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載し  
た申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3| 第二十七条の十六第二項及び前二条の規定は、第一項の変更  
登録に準用する。この場合において、第二十七条の十七第一項  
中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条  
第一項中「第二十七条の十六第一項の申請書を提出した特定送  
配電事業者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を  
提出した登録特定送配電事業者が次の各号(第二号を除く。)  
」と読み替えるものとする。

4| 登録特定送配電事業者は、第二十七条の十六第一項各号(第  
四号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項  
ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅  
滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5| 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、  
その届出があつた事項のうち第二十七条の十七第一項第一号に

(新設)

掲げる事項を小売供給特定送配電事業者登録簿に登録しなければならぬ。

(小売供給の休止及び廃止)

第二十七条の二十 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 登録特定送配電事業者は、自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物による小売供給を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

(登録の取消)

第二十七条の二十一 経済産業大臣は、登録特定送配電事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条の十五の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第二十七条の十五の登録又は第二十七条の十九第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第二十七条の十八第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十七条の十八第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十七条の二十二 経済産業大臣は、第二十七条の二十第一項

(新設)

(新設)

(新設)

の規定による小売供給の全部の廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第二十七条の第二十五第二項の規定による解散の届出があつたときは、当該登録特定送配電事業者の登録を抹消しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二十七条の二十三 第二十七条の十五から前条までに定めるもののほか、登録特定送配電事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(新設)

(承継)

第二十七条の二十四 特定送配電事業の全部の譲渡しがあり、又は特定送配電事業者について相続、合併若しくは分割(特定送配電事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人は、特定送配電事業者の地位を承継する。ただし、当該特定送配電事業が小売供給を行うものに係るものであつて、当該特定送配電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定送配電事業の全部を承継した法人が第二十七条の十八第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(新設)

2 前項の規定により特定送配電事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。  
3 第二十七条の十九第五項の規定は、前項の規定による届出(登録特定送配電事業者に係るものに限る。)に準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第二十七条の二十六 第二十六条及び第二十七条第一項の規定は、特定送配電事業者に準用する。

2 第二条の十二、第二条の十五、第二条の十六及び第二条の十七第三項の規定は、登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第二条の十六第一項中「小売電気事業の」とあるのは「特定送配電事業(小売供給を行うものに限る。次項において同じ。)」のと、同条第二項中「小売電気事業を」とあるのは「特定送配電事業を」と読み替えるものとする。

3 第二条の十三、第二条の十四及び第二条の十七第二項の規定は、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に準用する。この場合において、第二条の十三第一項中「小売電気事業者及び小売電気事業者」とあるのは「登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者」と、同条、第二条の十四及び第二条の十七第二項中「小売電気事業者等」とあるのは「登録特定送配電事業者等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)



第五節 発電事業

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

四 事業開始の予定年月日

五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

#### 第六節 一般担保

第二十七条の三十 小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる会社（次項及び第三項において「兼業会社」という。）の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。次項及び第三項において同じ。）の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたときは、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものが当分の間発行する社債の社債権者は、それぞれ、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る、兼業会社であるものを除く。）

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）

（新設）

（新設）

三 前二号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、当該譲渡し又は分割の前にその会社が発行した社債であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものの社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前三項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

#### 第七節 特定供給

第二十七条の三十一 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき

二 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 供給の相手方の氏名又は名称及び住所供給する場所
  - 三 供給する場所
  - 四 その他経済産業省令で定める事項
- 3 経済産業大臣は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
  - 二 供給する場所が一般送配電事業者の供給区域内にあるものにあつては、当該一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。
- 4 第一項の許可を受けた者は、第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る電気を供給する事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 6 経済産業大臣は、第一項の許可を受けた者が、第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、第一項の許可を取り消すことができる。

(削る)

第八節 広域的運営

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気

第二節 広域的運営

(新設)

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気

工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

(削る)

## 第二十八条の二 削除

工作物の運用等その事業の遂行に当たり、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するように、卸供給事業者及び第二十八条の三第二項に規定する特定自家用電気工作物設置者の能力を適切に活用しつつ、相互に協調しなければならない。

第二款 卸供給事業者等の届出

(卸供給事業者の届出)

第二十八条の二 卸供給事業者(特定電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。次項、次条第一項及び第三十一条第二項において同じ。)は、その事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2] 前項の規定による届出をした卸供給事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 前項の事項を変更したとき。
- 二 その事業を廃止したとき。
- 三 その他経済産業省令で定める場合に該当するとき。

(新設)

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを設置する者(電気事業者及び

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者(小

売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
  - 一・二 (略)
  - 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。

#### 四 (略)

##### (目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行

卸供給事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第三項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
  - 一・二 (略)
  - 三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般電気事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。

#### 四 (略)

##### (目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的

に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

(加入義務等)

第二十八条の十一 (略)

2 第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて送電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の届出をして特定送配電事業を営もうとする者及び第二十七条の二十七第一項の届出をして発電事業を営もうとする者は、その登録若しくは許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の登録を受けた時、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

4 (略)

(脱退等)

第二十八条の十二 小売電気事業者である会員にあつては第二条の九第一項の規定による第二条の二の登録の取消しにより、一般送配電事業者である会員にあつては第十五条第一項又は第二項の規定による第三条の許可の取消しにより、送電事業者である会員にあつては第二十七条の八第一項から第三項までの規定による第二十七条の四の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、推進機関を脱退することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条の九第一項の規定により第二条の二の登録が取り消

とする。

(加入義務等)

第二十八条の十一 (略)

2 第三条第一項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第十六条の二第一項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立つて、推進機関に加入する手続をとらなければならない。

3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

4 (略)

(脱退等)

第二十八条の十二 会員(特定規模電気事業者である会員を除く。)は、第十五条第一項から第四項までの規定による第三条第一項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。

2 会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。

一 第十五条第一項から第四項までの規定により第三条第一項

された場合

二 第十五条第一項又は第二項の規定により第三条の許可が取り消された場合

三 第二十七条の八第一項から第三項までの規定により第二十七条の四の許可が取り消された場合

四 第二条の八第一項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

五 第十四条第一項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合

六 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合

七 第二十七条の二十五第一項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をする場合

八 第二十七条の二十九において準用する第二十七条の二十五第一項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をする場合

九 (略)

3 第一項及び前項ただし書の規定は、会員が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者のいずれか二以上であるときは、そのいずれでもなくなることに限り、適用する。

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般送配電事業者及び送電事業者が行う送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう

の許可が取り消された場合

二 第十四条第一項の許可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合

三 第十六条の二第三項の届出をする場合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 (略)

(新設)

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう



。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四（略）

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

六（略）

（情報の提供義務）

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

（推進機関の指示）

第二十八条の四十四 推進機関は、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者である会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次に掲げる事項を指示することができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者である会員に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者である会員及び発電事業者である会員に

。以下この条において同じ。）の実施に関する基本的な指針（第二十八条の四十五、第二十八条の四十六及び第二十九条第二項において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。

四（略）

（新設）

五（略）

（情報の提供義務）

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

（推進機関の指示）

第二十八条の四十四 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

対して、第三号に掲げる事項は送電事業者である会員及び発電事業者である会員に対しては、指示することができない。

一 (略)

二 小売電気事業者である会員、一般送配電事業者である会員又は特定送配電事業者である会員に振替供給を行うこと。

三(五) (略)

2・3 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二 発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三 (略)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当

一 (略)

二 会員に振替供給を行うこと。

三(五) (略)

2・3 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次の事項を定めるものとする。

一 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三 (略)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当

該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。

二 五 (略)

(削る)

第三十条 削除

該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 (略)

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。

二 五 (略)

第三節 監督

(業務改善命令)

第三十条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に電気事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害していると認

第五款 供給命令等

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。
  - 二 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に振替供給を行うこと。
  - 三 五 (略)
- (削る)

2 | 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であ

めるときは、電気事業者に対し、その電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(新設)

(供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。
- 二 電気事業者に振替供給を行うこと。
- 三 五 (略)

2 | 経済産業大臣は、前項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 | 経済産業大臣は、前二項に規定する措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切で

ると認めるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、小売電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3| (略)

4| 経済産業大臣は、第一項又は第二項の措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。

5| 第一項の規定による命令又は第二項の規定による勧告があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他命令又は勧告の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第三十二条 第二十五条第二項から第五項までの規定は、前条第五項の協議に準用する。

第三十三条 前条において準用する第二十五条第二項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

あると認めるときは、特定自家用電気工作物設置者に対し、一般電気事業者に電気を供給することその他の電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4| (略)

5| 経済産業大臣は、第一項から第三項までの措置を講じたときは、直ちに、その措置の内容を推進機関に通知するものとする。

6| 第一項若しくは第二項の規定による命令又は第三項の規定による勧告があつた場合において、当事者が支払い、又は受領すべき金額その他命令又は勧告の実施に関し必要な細目は、当事者間の協議により定める。

第三十二条 前条第六項の協議をすることができず、又は協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

3| 経済産業大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

4| 第一項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

第三十三条 前条第一項の裁定のうち当事者が支払い、又は受領すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

2 (略)

3 前条において準用する第二十五条第二項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(削る)

#### 第六款 電気の使用制限等

第三十四条 経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者（以下この条において「小売電気事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限すべきことと又は受電電力の容量の限度を定めて、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等からの受電を制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、小売電気事業者等が供給する電気の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 (略)

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

#### 第三章 会計及び財務

(新設)

(会計の整理等)

第三十四条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。次項、第三十五条及び第三十六条第一項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

(削る)

第三十五条から第三十七条まで

削除

(一般電気事業者の業務区分に応じた会計の整理等)

第三十四条の二 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して、その会計を整理しなければならない。

一 特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務

二 一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務(前号に掲げるものを除く。)

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(償却等)

第三十五条 経済産業大臣は、電気事業(特定規模電気事業を除く。以下この条及び次条において同じ。)の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、電気事業者に対し、電気事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行なうべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

(渇水準備引当金)

第三十六条 電気事業者は、毎事業年度において、河川の流量の増加により水力発電所において発生した電気の量が経済産業省令で定める量をこえたため、電気事業の収益が増加し、又は電気事業の費用が減少したときは、経済産業省令で定める額に達するまで、その増加し、又は減少した額を渇水準備引当金として積み立てなければならない。

2| 前項の規定により積み立てた渴水準備引当金は、特別の理由がある場合において、経済産業大臣の許可を受けたときを除き、毎事業年度において、河川の流量の減少により水力発電所において発生した電気の量が経済産業省令で定める量を下つたため、電気事業の収益が減少し、又は電気事業の費用が増加した場合において、その収益の減少又は費用の増加に充当するの  
なければ、取りくずしてはならない。

3| 前二項に規定する収益又は費用の増加又は減少の額の算出の方法は、経済産業省令で定める。

(一般担保)

第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。)は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2| 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第三編 電気工作物  
第一章 定義

(新設)

(新設)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用

(削る)

(削る)

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事



業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

- 一 一般送配電事業
- 二 送電事業
- 三 特定送配電事業
- 四 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

(削る)  
(削る)

## 第二節 事業用電気工作物

### 第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

#### 第三十九条 (略)

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。  
い。

一・二 (略)

三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(費用の負担等)  
第四十一条 (略)

に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

## 第二章 事業用電気工作物

### 第一節 技術基準への適合

(新設)  
(新設)

(事業用電気工作物の維持)

#### 第三十九条 (略)

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。  
い。

一・二 (略)

三 事業用電気工作物の損壊により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(費用の負担等)  
第四十一条 (略)

2 第二十五条第二項から第五項まで及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項から第四項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

3 主務大臣は、前項において準用する第二十五条第二項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

(削る)

第二款 自主的な保安

第四十六条 (略)

(削る)

第三款 環境影響評価に関する特例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)その他の手続については、同法及びこの款の定めるところによる。

(環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等)

2 第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。この場合において、第三十二条第一項から第三項までの規定中「経済産業大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

3 主務大臣は、前項において準用する第三十二条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二節 自主的な保安

(新設)

第四十六条 (略)

第三節 環境影響評価に関する特例

(新設)

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六条の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)その他の手続については、同法及びこの節の定めるところによる。

(環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替え等)

第四十六条の二十二 この款に定めるもののほか、特定事業者に  
対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替え  
その他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項  
は、政令で定める。

第四十六条の二十三 (略)

(削る)

第四款 工事計画及び検査

(工事計画)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各  
号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可を  
しななければならない。

一 (略)

二 事業用電気工作物が一般送配電事業の用に供される場合に  
あつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保  
するため技術上適切なものであること。

三・四 (略)

4・5 (略)

第五十一条 (略)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第五十一条の二 事業用電気工作物であつて公共の安全の確保上

第四十六条の二十二 この節に定めるもののほか、特定事業者に  
対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替え  
その他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項  
は、政令で定める。

第四十六条の二十三 (略)

第四節 工事計画及び検査

(新設)

(工事計画)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各  
号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可を  
しななければならない。

一 (略)

二 事業用電気工作物が一般電気事業の用に供される場合に  
あつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保す  
るため技術上適切なものであること。

三・四 (略)

4・5 (略)

第五十一条 (略)

(新設)

重要なものとして主務省令で定めるものを設置する者は、その使用を開始しようとするときは、当該事業用電気工作物が、第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならぬ。ただし、第四十七条第一項の認可（設置の工事に係るものに限る。）又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出（設置の工事に係るものに限る。）に係る事業用電気工作物を使用するとき、及び主務省令で定めるときは、この限りでない。

2| 前項の規定は、同項に規定する事業用電気工作物を設置する者が当該事業用電気工作物について主務省令で定める変更をした場合であつて、当該変更をした事業用電気工作物の使用を開始しようとするときに準用する。この場合において、同項中「事業用電気工作物が」とあるのは「変更をした事業用電気工作物が」と、「設置の工事」とあるのは「変更の工事」と読み替えるものとする。

3| 第一項に規定する事業用電気工作物を設置する者は、同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合には、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、主務省令で定めるところにより、その結果を主務大臣に届け出なければならない。

（溶接安全管理検査）

第五十二条（略）

2（略）

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第五項において準用する第五十一条第七項の通知を受けている場

（溶接安全管理検査）

第五十二条（略）

2（略）

3 溶接事業者検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期（第五項において準用する前条第七項の通知を受けている場合に

合にあつては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。

4 (略)

5 第五十一条第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十一条の二第三項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十五条 (略)

(削る)

第五款 承継

第五十五条の二 (略)

(削る)

第三節 一般用電気工作物

つては、当該通知に係る溶接事業者検査の過去の評定の結果に応じ、主務省令で定める時期）に、経済産業大臣の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない。

4 (略)

5 前条第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び主務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十五条 (略)

第五節 承継

(新設)

第五十五条の二 (略)

第三章 一般用電気工作物

(新設)

(調査の義務)

第五十七条 一般用電気工作物と直接に電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する者（以下この条、次条及び第八十九条において「電線路維持運用者」という。）は、経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、その一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電線路維持運用者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、電線路維持運用者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電線路維持運用者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電線路維持運用者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 (略)

(調査業務の委託)

(調査の義務)

第五十七条 一般用電気工作物において使用する電気を供給する者（以下この条、次条及び第八十九条において「電気供給者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気を使用する一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電気供給者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、電気供給者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電気供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 電気供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する業務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 (略)

(調査業務の委託)

第五十七条の二 電線路維持運用者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、その電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 電線路維持運用者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電線路維持運用者が第一項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

（削る）

#### 第四章 土地等の使用

（一時使用）

第五十八条 電気事業者（小売電気事業者を除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用

第五十七条の二 電気供給者は、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、その電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の経済産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 電気供給者は、前項の規定により登録調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により登録調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

#### 第四編 土地等の使用

（新設）

（一時使用）

第五十八条 電気事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地又はこれに定着する建物その他の工作物（以下「土地等」という。）を利用することが必要であり、かつ、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを一時使用することができる。ただし、建物その他の工作物にあつ

することができる。ただし、建物その他の工作物にあつては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下「電線路」と総称する。）を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業（小売電気事業を除く。以下この章において同じ。）の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二・三（略）  
2～7（略）

第六十三条（略）

2 第二十五条第三項から第五項まで及び第三十三条の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第二十五条第三項及び第四項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3（略）

（公共用の土地の使用）

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣

ては、電線路（その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む。）又はその附属設備（以下「電線路」と総称する。）を支持するために利用する場合に限る。

一 電気事業の用に供する電線路に関する工事の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のためのやぐら又は索道の設置

二・三（略）  
2～7（略）

第六十三条（略）

2 第三十二条第二項から第四項まで及び第三十三条の規定は、前項の裁定に準用する。この場合において、第三十二条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3（略）

（公共用の土地の使用）

第六十五条 電気事業者又は卸供給事業者は、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地に電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、電気事業者又は卸供給事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な理由がないのに第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣



は、電気事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 (略)

5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 電気事業者が電気事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が徴収する占用料の額又は同法第八十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可若しくは承認に条件を付したことについての審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしようとするとき。

(準用)

第六十六条 第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、小売電気事業者及び自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

(削る)

は、電気事業者又は卸供給事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

4 (略)

5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 電気事業者又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が徴収する占用料の額又は同法第八十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可若しくは承認に条件を付したことについての審査請求又は異議申立てに対して裁決又は決定をしようとするとき。

(準用)

第六十六条 第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線路を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替えるものとする。

第五編

登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

(削る)

第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調

査機関

第一節 登録安全管理審査機関

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第五十一条第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者(以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者とその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

2 ロ・ハ (略)

(業務規程)

第七十三条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関

第一章 登録安全管理審査機関

(新設)

(新設)

(登録の基準)

第六十九条 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第五十一条第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者(以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者とその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

2 ロ・ハ (略)

(業務規程)

第七十三条 登録安全管理審査機関は、安全管理審査の業務に関

する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第八十条 (略)

(削る)

第二節 指定試験機関

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

第八十八条 (略)

(削る)

第三節 登録調査機関

(登録)

第八十九条 第五十七条の二第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、電線路維持運用者の委託を受けて調査業務を行うとする者の申請により行う。

する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、安全管理審査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第八十条 (略)

第二章 指定試験機関

(新設)

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

第八十八条 (略)

第三章 登録調査機関

(新設)

(登録)

第八十九条 第五十七条の二第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、電気供給者の委託を受けて調査業務を行うとする者の申請により行う。

(業務規程)

第九十四条 登録調査機関は、調査業務に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）を定め、調査業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第九十六条 (略)

第六章 卸電力取引所

(指定)

第九十七条 経済産業大臣は、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もつてその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次条に規定する業務（以下「市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、卸電力取引所として指定することができる。

一 職員、市場開設業務の実施の方法その他の事項についての市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(業務規程)

第九十四条 登録調査機関は、調査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、調査業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第九十六条 (略)

(新設)

第九十七条から第九十九条まで 削除

四 市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第九十九条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことににより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2 卸電力取引所は、その名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務)

第九十八条 卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(業務規程の認可)

第九十九条 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

(売買取引を行うことができる者)

第九十九条の二 卸電力取引市場における電力の売買取引（以下この章において単に「売買取引」という。）を行うことができる者は、電気事業者その他これに準ずる者であつて電力の卸取引の業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有するものとして業務規程で定める者とする。

(売買取引)

第九十九条の三 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2 卸電力取引所は、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

3 卸電力取引所は、前項に規定する措置を講じたときは、速や

(新設)

(新設)

かに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

第九十九条の四 卸電力取引所は、経済産業省令で定めるところにより、売買取引の数量及び価格その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第九十九条の五 卸電力取引所は、市場開設業務の運営に関し、売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(事業計画等)

第九十九条の六 卸電力取引所は、毎事業年度開始前に(第九十九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸電力取引所は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止等)

第九十九条の七 卸電力取引所は、経済産業大臣の許可を受けなければ、市場開設業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により市場開設業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(役員を選任及び解任)

第九十九条の八 卸電力取引所の役員を選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(新設)

(解任命令)

第九十九条の九 経済産業大臣は、卸電力取引所の役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その卸電力取引所に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(新設)

(秘密保持義務)

第九十九条の十 卸電力取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、市場開設業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(新設)

(監督命令)

第九十九条の十一 経済産業大臣は、市場開設業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるときは、卸電力取引所に対し、市場開設業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(指定の取消し等)

第九十九条の十二 経済産業大臣は、卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(新設)

一 第九十七条第一項第一号から第四号までに掲げる基準に適



合していないと認めるとき。

二 第九十七条第一項第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三 第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項の規定に違反したとき。

四 第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで市場開設業務を行つたとき。

五 第九十九条第二項、第九十九条の九又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第九十七条第一項の指定を受けたとき。

(削る)

## 第七章 雑則

(登録等の条件)

第百条 登録、変更登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監査)

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

## 第六編 雑則

(新設)

(許可等の条件)

第百条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監査)

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第百六条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は卸電力取引所に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第百七条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8513 (略)

(削る)

(聴聞の特例)

第百八条 経済産業大臣は、第十六条第二項の規定による供給区域の減少をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続

(報告の徴収)

第百六条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第百七条 (略)

256 (略)

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8513 (略)

(公聴会)

第百八条 経済産業大臣は、第三条第一項(一般電気事業に係るものに限る。)、第八条第一項(供給区域の増加に係るものに限る。)、第十九条第一項又は第二十三条第三項(供給約款に係るものに限る。))の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第百九条 経済産業大臣は、第十五条第四項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第三項の規定による供給区域の減少をしよう

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第二条の九第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第二十七条の八第一項から第三項まで、第二十七条の九第一項、第二十七条の二十一第一項、第二十八条の二十三第六項、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条、第九十五条、第九十九条の九又は第九十九条の十二の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十九条 (略)

(苦情の申出)

第一百十一条 電気事業者の電気の供給又は登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2 (略)

(公示)

第十二条の二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十五条第二項又は第九十七条第一項の指定をしたとき。

二 (略)

三 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条、第九十条又は第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

とするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第四項まで、第七十八条、第八十四条の五、第八十七条又は第九十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九十九条の二 (略)

(苦情の申出)

第一百十一条 一般電気事業者若しくは特定電気事業者の電気の供給又は登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2 (略)

(公示)

第十二条の二 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十五条第二項の指定をしたとき。

二 (略)

三 第五十七条の二第二項、第七十二条、第七十四条又は第九十三条の規定による届出があつたとき。

四・五 (略)

六 第八十四条の二の二又は第九十九条の七第一項の許可をしたとき。

七〇九 (略)

十 第九十九条の十二の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一百十四条 (略)

(削る)

## 第八章 罰則

第一百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して一般送配電事業を営んだ者

二 第二十七条の四の規定に違反して送電事業を営んだ者

三・四 (略)

第一百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して一般送配電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十七条第一項若しくは第二項、同条第三項(離島供給に係る場合に限る。)又は第二十七条の十第一項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第二十七条の十二において準用する第十四条第一項の規定に違反して送電事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

四・五 (略)

六 第八十四条の二の二の許可をしたとき。

七〇九 (略)

(新設)

第一百十四条 (略)

## 第七編 罰則

(新設)

第一百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して電気事業を営んだ者

(新設)

二・三 (略)

第一百十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若し

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条第一項の規定に違反して電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者

二 第十八条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第十八条第五項から第七項までの規定に違反して電気を供給した者

四・五 (略)

六 第八十四条の二の二の許可をしたとき。

者

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第二条の二の規定に違反して小売電気事業を営んだ者
- 二 第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に小売電気事業のため利用させた者
- 三 第二条の十六第二項の規定に違反して小売電気事業を他人にその名において経営させた者
- 四 第二十七条の十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定送配電事業を営んだ者
- 五 第二十七条の十五の規定に違反して小売供給を行つた者
- 六 第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第一項の規定に違反してその名義を他人に特定送配電事業（小売供給を行うものに限る。次号において同じ。）のため利用させた者
- 七 第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する第二条の十六第二項の規定に違反して特定送配電事業を他人にその名において経営させた者
- 八 十二（略）

第百十七条の三 第八十七条第二項又は第九十九条の十二の規定による試験事務又は市場開設業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一（新設）
- 二（新設）
- 三（新設）
- 四（新設）
- 五（新設）
- 六（新設）
- 七（新設）
- 八 五（略）

第百十七条の三 第八十七条第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十七条の四 第四十四条の二第二項又は第八十五条の規定に

の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条の第二項又は第八十五条の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第九十九条の十の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第二条の十二第二項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十七第一項、同条第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）、

第二条の十七第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第六項若しくは第十一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、

第二十六条第二項（第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十九条第六項、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十七条第三項（離島供給に係る場合を除く。）又は第二十七条の十四の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第一項又は第二十七条の十一第二項の規定に違反して電気を供給した

違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項、第九条第五項、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、第二十四条の六第二項（第二十四条の七において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項、第二十九条第六項、第三十条、第三十一条第一項若しくは第二項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十八条第二項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

三 第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十四条第四項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第

者

四 第二十七条の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだ者

(削る)

(削る)

五 七 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更した者

二 第九条第一項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。 )又は第二十七条の十三第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九条第三項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。 )又は第二十七条の十三第三項(同条第八項において準用する場合を含む。 )の規定に違反した者

(削る)

四 第二十条第二項の規定に違反して電気を供給した者

五 第二十七条の十三第二項(同条第八項において準用する場合を含む。 )又は第二十七条の二十七第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三項又は第二十五条第一項の規定に違反して電気を供給した者

四 第二十二条第六項の規定に違反して入札を実施した者

五 第二十四条の二第一項の規定に違反して補完供給契約を締結し、又は変更した者

六 第二十四条の二第三項の規定による命令に違反して補完供給契約の締結を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 九 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 第九条第一項又は第十六条の三第一項若しくは第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第三項又は第十六条の三第三項(同条第八項において準用する場合を含む。 )の規定に違反した者

三 第十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定規模電気事業を営んだ者

(新設)

四 第十六条の三第二項(同条第八項において準用する場合を含む。 )の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

六| 第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十

六第一項第四号に掲げる事項について変更をした者

七| 第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をして発電事業を営んだ者

八| 第二十七条の三十一第一項の規定に違反して電気を供給す  
る事業を営んだ者

(削る)

九| 第三十四条第一項の規定による命令に違反した者

十・十一 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その  
違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員  
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二又は第九十九条の七第一項の許可を受  
けないで試験事務又は市場開設業務の全部を廃止したとき。

二・五 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下  
の罰金に処する。

一 第二条の七第二項(第二十七条の二十九において準用する  
場合を含む。)、第二条の八第一項、第七条第四項(第八条

第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。))

及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第

十一条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含

む。)、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の

十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四

第二項、第二十七条の二十五第一項(第二十七条の二十九に

おいて準用する場合を含む。)、第二十八条の三第一項、第

(新設)

(新設)

五| 第十七条第一項の規定に違反して電気を供給する事業を営  
んだ者

六| 第二十一条第二項の規定に違反して電気を供給した者

七| 第二十七条第一項の規定による命令に違反した者

八・九 (略)

第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その  
違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下  
の罰金に処する。

一 第八十四条の二の二の許可を受けないで試験事務の全部を  
廃止したとき。

二・五 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下  
の罰金に処する。

一 第七条第四項(第八条第七項において準用する場合を含む  
。)、第十一条第二項、第十六条の二第二項若しくは第三項

、第十六条の四第二項、第十九条の二第一項、第二十二條第

七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項(同条

第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条の二第

一項、第二十八条の三第一項、第二十九条第一項若しくは第

三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三條第三項

、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十七条の二第二項

又は第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を



二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第三項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十一条の二第三項、第五十七条の二第二項又は第七十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二| 第二条の十四第一項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

三| 第十八条第十二項(第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者  
(削る)

(削る)  
四| 第二十六条第三項(第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。)又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

五| 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
六〇十二 (略)

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一| 第一百六条第三号又は第四号 三億円以下の罰金刑

した者

(新設)

二| 第二十条の規定に違反した者

三| 第二十四条第三項の規定に違反して周知させるための措置をとらなかつた者

四| 第二十四条の三第四項の規定に違反して公表しなかつた者  
五| 第二十六条第三項又は第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項(原子力発電工作物に係る場合を除く。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

五の二| 第二十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者  
六〇十二 (略)

第二百一十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一| 第一百六条第二号又は第三号 三億円以下の罰金刑

二 第百十七條の二（第一号から第七号まで及び第十一号に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三 第百十六條第一号若しくは第二号、第百十七條、第百十七條の二（第一号から第七号まで及び第十一号に係る部分に限る。）、第百十八條、第百十九條又は前條 各本條の罰金刑

第百二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十三條第二項（第二十七條の十二において準用する場合を含む。）において準用する第九條第五項、第二十七條の三（第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。）又は第四十六條の十七第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十二條第一項（第二十七條の十二において準用する場合を含む。）又は第二十七條の二第一項（第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第二十二條第二項（第二十七條の十二において準用する場合を含む。）の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

四 第二十七條の二第二項（第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

第百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二條の六第四項、第二條の八第二項、第九條第二項若しくは第十三條第一項（これらの規定を第二十七條の十二にお

二 第百十七條の二（第四号に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三 第百十六條第一号、第百十七條、第百十七條の二（第四号に係る部分に限る。）、第百十八條、第百十九條又は前條 各本條の罰金刑

第百二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十三條第二項において準用する第九條第五項、第三十五條又は第四十六條の十七第一項の規定による命令に違反した者

二 第二十四條の五第一項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項又は第三十六條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 第二十四條の五第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者

四 第三十四條第二項又は第三十四條の二第二項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

第百二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九條第二項、第十三條第一項、第十七條第四項若しくは第五項、第二十八條の二第二項、第二十八條の三第二項、第

いて準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十一第四項若しくは第五項、第二十八条の三第二項、第五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）において準用する第九条第三項の規定に違反して設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とした者

三（略）

五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一の二 第十三条第二項において準用する第九条第三項の規定に違反して設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とした者

二（略）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 電力（一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。）</p> <p>2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品又は電力の価格に基づいて算出された数値をいう。</p> <p>3 6 (略)</p> <p>7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一若しくは二以上の商品たる物品又は電力であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。</p> <p>一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「商品」とは、次に掲げる物品をいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 この法律において「商品指数」とは、二以上の商品たる物品の価格の水準を総合的に表した数値、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値をいう。</p> <p>3 6 (略)</p> <p>7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項の認可に係るものをいう。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款又は業務規程で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。</p> <p>一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引</p>

イ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ (略)

ハ その対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ニ・ホ (略)

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品若しくは電力が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(1) (3) (略)

ト・チ (略)

二 (略)

11 (略)

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つているものうち、主務省令で定める要件に該当する法人（特定委託者に該当する法人を除く。）をいう。

27 (略)

29 (略)

イ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第三号又は第六号に掲げる取引

ロ (略)

ハ その対象となる物品が当該上場商品であるか又はこれに含まれる商品指数に係る第三項第四号ハ又はホに掲げる取引に係る同号に掲げる取引

ニ・ホ (略)

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引

(1) (3) (略)

ト・チ (略)

二 (略)

11 (略)

26 この法律において「特定当業者」とは、商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方、商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをする者又は商品先物取引業者と商品取引契約を締結する者であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行つているものうち、主務省令で定める要件に該当する法人（特定委託者に該当する法人を除く。）をいう。

27 (略)

29 (略)

(設立要件)

第十条 (略)

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品又は電力(以下「上場商品構成品」という。

)の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用(電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」という。)を業として行つている者

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品又は電力(以下「上場商品指数対象品」という。)の売買等を業として行つている者

(定款)

第十一条 (略)

258 (略)

9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品

(設立要件)

第十条 (略)

2 発起人については、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者が、それぞれ、一の商品市場における発起人の過半数を占めなければならない。

一 上場商品に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品に含まれる物品(以下「上場商品構成物品」という。)の売買等を業として行つている者

二 上場商品指数に係る商品市場 一年以上継続して当該上場商品指数に係る商品指数の対象となる物品(以下「上場商品指数対象物品」という。)の売買等を業として行つている者

(定款)

第十一条 (略)

258 (略)

9 会員商品取引所が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは「商品取引所法第十一条第八項の規定にかかわらず、同項」と、同法第九百四十一条中「第四百四十条第一項」とあるのは「商品取

先物取引法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 (略)

(創立総会)

第十三条 (略)

257 (略)

8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。 )の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。 )は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。  
一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か

引所法第六十八条の三」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 (略)

(創立総会)

第十三条 (略)

257 (略)

8 第三十三条並びに第五十九条第八項本文及び第十項の規定は創立総会について、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。 )、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。 )の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。 )は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替えるものとする。

(許可の基準及び意見の聴取)

第十五条 主務大臣は、第九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。  
一 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正か

つ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品又は上場商品指数対象品（以下「上場商品構成物品等」という。）の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

四・五 (略)

2

(略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

つ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品（以下「上場商品構成物品等」という。）の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

二 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行つている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

三 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

四・五 (略)

2

(略)

3 主務大臣は、会員商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限が定款に記載され、又は記録されている第九条の許可の申請があつた場合においては、第一項第一号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする会員商品取引所を設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第二号及び第三号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。



## (商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、会  
員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品先物取引法第二十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

## (会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事、理事及び監事の責任を追究する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条の規定は理事及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三  
条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理事  
又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事  
も」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」  
とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な  
技術的読替えは、政令で定める。

## (商業登記法の準用)

第二十九条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百八条までの規定は、会  
員商品取引所の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「商品取引所法第二十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

## (会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百二十四条及び第四百三十条の規定は理事、理事及び監事について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)の規定は理事、理事及び監事の責任を追究する訴えについて、同法第三百四十九条第四項及び第五項、第三百五十条、第三百五十四条並びに第三百六十一条の規定は理事及び理事について、第五十三条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引所法第五十三  
条第一項」と、同法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「理  
事長又は理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も  
」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」と  
あるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技  
術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。 )の規定は、會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「會員商品取引所の主たる事務所(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて商品先物取引法第二十四條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替へるものとする。

(会社法等の準用等)

第七十七条 (略)

2 第四十八條第二項及び第三項、第五十條の二、第五十三條、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條、第六十二條の三並びに第六十六條から第六十八條の三まで並びに会社法第三百六十一條、第四百二十四條、第四百三十條、第五百九十九條及び第六百條の規定は會員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。 )の規定は會員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六條第一項中「財

(会社法の準用)

第六十三条 会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四條(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六條並びに第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。 )の規定は、會員總會の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「會員商品取引所の主たる事務所(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて商品取引所法第二十四條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」と読み替へるものとする。

(会社法等の準用等)

第七十七条 (略)

2 第四十八條第二項及び第三項、第五十條の二、第五十三條、第五十五條から第五十七條まで、第五十九條、第六十二條の三並びに第六十六條から第六十八條の三まで並びに会社法第三百六十一條、第四百二十四條、第四百三十條、第五百九十九條及び第六百條の規定は會員商品取引所の清算人について、同法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一條を除く。 )の規定は會員商品取引所の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、第六十六條第一項中「財

産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品先物取引法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 5 (略)

(許可の申請)

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成成品等の売買等を業として行っている場合にあつてはその旨

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 (略)

二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、か

産目録、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び剰余金処分案又は損失処理案」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び事務報告書」と、同法第四百二十四条中「前条第一項」とあるのは「商品取引法第五十三条第一項」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 5 (略)

(許可の申請)

第七十九条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

六 取引参加者の氏名又は商号若しくは名称及び取引参加者が取引をする商品市場における上場商品又は上場商品指数並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成物品等の売買等を業として行っている場合にあつてはその旨

2 (略)

(許可の基準等)

第八十条 主務大臣は、第七十八条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 (略)

二 申請に係る商品市場が、次に掲げる商品市場の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 上場商品に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、か

つ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成品の売買等を業として行っている者であること。

ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象品の売買等を業として行っている者であること。

三 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

六〇九 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号

つ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品構成物品の売買等を業として行っている者であること。

ロ 上場商品指数に係る商品市場 当該商品市場において取引をしようとする取引参加者の合計数が二十人以上であり、かつ、その過半数の者が、一年以上継続して当該商品市場における上場商品指数対象物品の売買等を業として行っている者であること。

三 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、許可申請者が当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

四 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあっては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

五 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあっては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

六〇九 (略)

3 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間又は商品市場の開設期限が業務規程に記載され、又は記録されている第七十八条の許可の申請があつた場合においては、第一項第三号

の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(業務規程)

第一百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項（会員商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を除く。）に関する細則を定めなければならない。

一 三 (略)

四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品若しくは電力、商品指数又はオプション（実物オプション及び特定スワップオプションを含む。）

五 十一 (略)

2・3 (略)

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第一百六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権（電力にあつては、電力の供給を受ける権利）の移転を目的としない売買取引をすること。

二 五 (略)

の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする株式会社商品取引所になることが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第四号及び第五号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

4 (略)

(業務規程)

第一百二条 商品取引所は、その業務規程において、その開設する商品市場ごとに、当該商品市場における次に掲げる事項（会員商品取引所にあつては、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を除く。）に関する細則を定めなければならない。

一 三 (略)

四 商品市場における取引の対象とする商品たる物品、商品指数又はオプション（実物オプション及び特定スワップオプションを含む。）

五 十一 (略)

2・3 (略)

(仮装取引、なれ合い取引等の禁止)

第一百六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引に関し、上場商品の所有権の移転を目的としない売買取引をすること。

二 五 (略)

六 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構成物品等の売買その他の取引をすること。

七・八 (略)

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)

第三百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品先物取引法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品先物取引法第三百三十一条の四」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは

六 商品市場における取引をする場合に、当該商品市場における相場を変動させる目的をもつて、商品市場外で上場商品構成物品又は上場商品指数対象物品の売買その他の取引をすること。

七・八 (略)

(金銭以外の財産を出資の目的とする場合についての会社法の準用)

第三百三十一条の六 会社法第二百七条、第二百十二条(第一項第一号を除く。)、第二百十三条(第一項第一号及び第三号を除く。)、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二号(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二百二十九条第三号に規定する場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第一項、第七項及び第九項第二号から第五号まで並びに第二百十二条第一項第二号及び第二項中「第九百九十九条第一項第三号」とあるのは「商品先物取引法第二百二十九条第三号」と、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号並びに第二百十三条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百七条第八項及び第二百十二条第二項中「申込み又は第二百五条の契約」とあるのは「申込み」と、同法第二百七条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「会員商品取引所の理事長、理事若しくは監事」と、同法第二百十二条第一項第二号中「第二百九条」とあるのは「商品取引法第三百三十一条の四」と、同法第八百七十条第一項第四号中「第九百九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号」とあるのは「

は「商品先物取引法第二百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可基準)

第四百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合しているとき、認可をしなければならない。

一 (略)

二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品又は電力の大部分が共通していること。

五〇八 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所に

商品取引所法第二百二十九条第三号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可基準)

第四百四十六条 主務大臣は、前条第一項の認可の申請が次に掲げる基準（合併後の商品取引所が会員商品取引所である場合にあつては、第一号及び第六号に掲げるものを除く。）に適合しているとき、認可をしなければならない。

一 (略)

二 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれることその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること。

三 上場商品に係る商品市場を開設しようとする場合にあつては、上場商品構成物品の売買等を業として行っている者の取引の状況その他の当該上場商品構成物品に係る経済活動の状況に照らして、当該上場商品構成物品を一の商品市場で取引することが適当であることとして政令で定める基準に適合すること。

四 二以上の商品指数を一の上場商品指数として商品市場を開設しようとする場合にあつては、当該二以上の商品指数の対象となる物品の大部分が共通していること。

五〇八 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所に

あつては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

#### 4 (略)

(合併の無効の訴え)

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百

あつては、株式会社商品取引所としての存続期間）又は商品市場の開設期限が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）に記載され、又は記録されている前条第一項の認可の申請があつた場合においては、第一項第二号の基準に代えて、申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品取引所が合併により存続すること又は当該先物取引をする商品取引所を合併により設立することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないことを同号の基準とし、当該基準並びに同項第三号及び第四号の基準の適用は、当該存続期間又は開設期限までの間について判断して行うものとする。

#### 4 (略)

(合併の無効の訴え)

第五百五十三条 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六号から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）、第八百四十六条並びに第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は第三百三十九条第一項の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第五項、第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二條の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百



七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

(定款の変更)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 (略)

二 期限付商品市場(定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。)の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ (略)

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他の上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれ

七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第三項中「各会社の本店」とあるのは「各株式会社商品取引所の本店又は各会員商品取引所の主たる事務所」と、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品取引所法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と読み替えるものとする。

(定款の変更)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、会員商品取引所から第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 (略)

二 期限付商品市場(定款に存続期間が記載され、若しくは記録されている会員商品取引所の商品市場又は定款に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。)の開設に係るもの 次に掲げる基準

イ (略)

ロ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他の上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすお

があることに該当しないこと。

ハ (略)

三 (略)

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引が見込まれないことその他上場商品構成品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

五 (略)

4 5 8 (略)

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更）

第百五十六条 (略)

2 3 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると

それがあつことに該当しないこと。

ハ (略)

三 (略)

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

五 (略)

4 5 8 (略)

（業務規程、受託契約準則、紛争処理規程又は市場取引監視委員会規程の変更）

第百五十六条 (略)

2 3 4 (略)

5 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、当該申請が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合していると

認めるときは、認可をしなければならない。

一 (略)

二 期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

三 (略)

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成成品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成成品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は

認めるときは、認可をしなければならない。

一 (略)

二 期限付商品市場（業務規程に存続期間が記載され、若しくは記録されている株式会社商品取引所の商品市場又は業務規程に開設期限が記載され、若しくは記録されている商品市場をいう。以下この条において同じ。）の開設に係るものに掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設することが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

三 (略)

四 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、

及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

五 (略)

6 〽 9 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第百五十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により立入検査をした場合において、当該会員等が商品たる電力を含む上場商品又は商品たる電力を対象とする商品指数を含む上場商品指数に係る商品市場における会員等である場合には、当該職員は、検査の目的を達成するため、株式会社たる当該会員等の議決権の過半数を有する者、当該会員等の子会社その他の当該会員等と密接な関係を有する者として政令で定める者の事務所又は営業所に立ち入り、当該会員等を立ち会わせて帳簿、書類その他の電力の先物取引に係る物件を検査することができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第百八十四条 (略)

2 第百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定当業者への告知義務)

又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

ロ (略)

五 (略)

6 〽 9 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第百五十七条 (略)

2 (新設)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第百八十四条 (略)

2 第百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定当業者への告知義務)

第九十七條の七 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定業者から受けた場合であつて、商品取引契約（特定業者が売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用を業として行つてゐる物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるもの又は売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つてゐる電力を取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。以下この条から第九十七條の九まで及び第二百二十條の四第二項第二号において同じ。）を過去に当該特定業者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定業者に対し、当該特定業者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（特定委託者及び特定業者以外の法人が特定業者とみなされる場合）  
第九十七條の九 商品取引契約の申込みを行おうとする法人（特定委託者及び特定業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品の全てについて当該取引対象商品である物品若しくはこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工若しくは使用又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為を業として行つてゐるものは、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2  
(略)

第九十七條の七 商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定業者から受けた場合であつて、商品取引契約（特定業者が売買等を業として行つてゐる物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものを取引対象商品とする商品デリバティブ取引に関するものに限る。以下この条から第九十七條の九まで及び第二百二十條の四第二項第二号において同じ。）を過去に当該特定業者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定業者に対し、当該特定業者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（特定委託者及び特定業者以外の法人が特定業者とみなされる場合）  
第九十七條の九 商品取引契約の申込みを行おうとする法人（特定委託者及び特定業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行つてゐるものは、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関して自己を特定業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2  
(略)

(商品先物取引業者が占有する物の処分の制限)

第二百九条 (略)

2 (略)

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 七 (略)

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、

顧客に対し、特定の上場商品構成品等(外国商品市場における上場商品構成品等に相当するものを含む。)の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

九・十 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 (略)

2 (略)

3 第一百五十七条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

(商品先物取引業者が占有する商品等の処分の制限)

第二百九条 (略)

2 (略)

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 七 (略)

八 商品市場における取引等又は外国商品市場取引等につき、

顧客に対し、特定の上場商品構成物品等(外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。)の売付け又は買付けその他これに準ずる取引とこれらの取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の数量及び期限を同一にすることを勧めること。

九・十 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項及び前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二百四十条の二十二 (略)

2 (略)

3 第一百五十七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二百六十三条 (略)

2 第五百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二条 (略)

2 第五百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告及び立入検査)

第三百三十八条 (略)

2 第五百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 (略)

2 第五百五十七条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 9 (略)

(発起人等の数の計算)

第三百五十一条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成品等の売買等を業として

(報告徴収及び立入検査)

第二百六十三条 (略)

2 第五百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第三百二十二条 (略)

2 第五百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(報告及び立入検査)

第三百三十八条 (略)

2 第五百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出等)

第三百四十九条 (略)

2 第五百五十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 9 (略)

(発起人等の数の計算)

第三百五十一条 第十条、第六十九条第六号、第七十条、第八十条第一項第二号、第九十四条第一項第三号、第九十五条又は第百五十五条第三項第一号イに規定する発起人、会員若しくは会員になろうとする者又は取引参加者の数の計算については、二以上の商品市場について上場商品構成物品等の売買等を業とし

行つてゐる者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品若しくは電力が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品若しくは電力が経済産業省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、経済産業大臣

三 (略)

2・3 (略)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

て行つてゐる者は、当該商品市場の一ごとに一人とみなす。

(主務大臣、主務省令及び権限の委任)

第三百五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 経済産業省関係商品（商品のうち農林水産省関係商品以外のものをいう。以下同じ。）のみを上場商品とする商品市場若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数を上場商品指数とする商品市場（以下「経済産業省関係商品市場」という。）のみを開設する商品取引所、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所の主要株主、経済産業省関係商品市場のみを開設する株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所持株会社若しくは商品取引所持株会社の主要株主、経済産業省関係商品市場のみに係る商品取引債務引受業を行う商品取引清算機関、経済産業省関係商品のみ若しくはその対象となる物品が経済産業省関係商品のみである商品指数のみについて取引をするための第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設者又は経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者については、経済産業大臣

三 (略)

2・3 (略)

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す



る。

一・二 (略)

三 第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第一項、第九十六条の三十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十九第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項から第三項まで、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百四十条の二十二第一項、第二百六十三条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四〇十四 (略)

る。

一・二 (略)

三 第八十六条の三第一項、第九十六条の二十一第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十第一項、第九十六条の三十三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九十六条の三十九第一項（第九十六条の四十三において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項若しくは第二項、第八十四条第一項、第二百三十一条第一項若しくは第三項、第二百四十条の二十二第一項、第二百六十三条第一項、第三百三十八条第一項（第三百四十五条において準用する場合を含む。）又は第三百四十九条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四〇十四 (略)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（第三条関係）

改正案

現行

（定義）

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者（第五条第一項において単に「一般送配電事業者」という。）及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。

2～4 （略）

（一般送配電事業者等の接続の請求に応ずる義務）

第五条 一般送配電事業者、電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該一般送配電事業者等がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 （略）
- 二 当該一般送配電事業者等による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 （略）

（定義）

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者（第五条第一項において単に「特定規模電気事業者」という。）をいう。

2～4 （略）

（接続の請求に応ずる義務）

第五条 電気事業者（特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。）とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 （略）
- 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 （略）

- 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者等に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に關し必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない一般送配電事業者等があるときは、当該一般送配電事業者等に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた一般送配電事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該一般送配電事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 第一項に規定する接続については、電気事業法第十七条第四項及び第二十七条の十第二項の規定は、適用しない。

第七条 削除

(交付金の交付)

第八条 第十九条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者が電気の使用者に供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者（第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付

- 2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に關し必要な指導及び助言をすることができる。
  - 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。
  - 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (新設)

(電気事業法の特例)

第七条 特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業（電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。）の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、同法第二十二条の規定は、適用しない。

(交付金の交付)

第八条 第十九条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者（第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業

しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。) に対して、交付金を交付する。

2 (略)

(納付金の額)

第十二条 (略)

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(帳簿)

第十五条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、電気の使用者に供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 | 一般送配電事業者等は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー電気を

者を除く。次条、第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。) に対して、交付金を交付する。

2 (略)

(納付金の額)

第十二条 (略)

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4 (略)

(帳簿)

第十五条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)

第三十九条 (略)

2 (略)

(新設)

電気事業者に供給する者が自ら発電した再生可能エネルギー電気の供給を行うに当たり、又は電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達をするに当たり、これらの者から託送供給等（電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等をいう。以下この項において同じ。）について説明を求められた場合には、当該託送供給等について必要な説明をすることその他の再生可能エネルギー電気に係る託送供給等を円滑に行うための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4| (略)

(報告徴収及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

25 (略)

附則

(太陽光発電設備に係る特例)

第六条 太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）であつて、この法律の施行の際現にエネルギー供給

3| (略)

(報告徴収及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

25 (略)

附則

(太陽光発電設備に係る特例)

第六条 太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）であつて、この法律の施行の際現にエネルギー供給

事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項（同項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係る設備として経済産業省令で定める要件に適合している旨の経済産業大臣の確認を受けたものを用いた発電については、この法律の施行の日に第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。

2  
（略）

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。）第九条第一項の規定により認定を受

事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項（同項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に基づき一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係る設備として経済産業省令で定める要件に適合している旨の経済産業大臣の確認を受けたものを用いた発電については、この法律の施行の日に第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。

2  
（略）

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。）第九条第一項の規定により認定を受

けた新エネルギー等を電気に変換する設備（以下「新エネルギー等認定設備」という。）を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量」と、「新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四条第一項の規定により全ての電気事業者等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の電気事業者法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの一年間（施行日の属する年が一月から三月までである場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一日までの一年間）において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量の合計量及び新エネルギー等認定設備の廃止」と、同条第二項中「四月一日から」とあるのは「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五条から第八条までの規定中「基準利用量」とあるのは「経過措置利用量」と、旧特別措置法第九条第四項中「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前項」と、「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、旧特別措置法第十一条並びに第十二条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

けた新エネルギー等を電気に変換する設備（以下「新エネルギー等認定設備」という。）を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量」と、「新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四条第一項の規定により全ての電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの一年間（施行日の属する年が一月から三月までである場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一日までの一年間）において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量の合計量及び新エネルギー等認定設備の廃止」と、同条第二項中「四月一日から」とあるのは「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五条から第八条までの規定中「基準利用量」とあるのは「経過措置利用量」と、旧特別措置法第九条第四項中「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前項」と、「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、旧特別措置法第十一条並びに第十二条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            25 24 (略)</p> <p>25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>26 39 (略)</p> <p>(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            25 24 (略)</p> <p>25 この法律において「金融指標」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>26 39 (略)</p> <p>(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 五 (略)</p>



五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六・七 (略)  
3～7 (略)

(みなし免許等)  
第四百四十二条 (略)

2～8 (略)

9 第四百四十条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所の一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社商品取引所が消滅する場合にあつては、当該合併により消滅した株式会社商品取引所の開設していた商品市場（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下この項において同じ。）において成立した取引（同法第二条第三項に規定する先物取引に該当するものであつて、商品又は同条第二項に規定する商品指数（商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）に係るものに限る。）であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行った商品先物取引業者（商品先物取引法第

五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六・七 (略)  
3～7 (略)

(みなし免許等)  
第四百四十二条 (略)

2～8 (略)

9 第四百四十条第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所の一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社商品取引所が消滅する場合にあつては、当該合併により消滅した株式会社商品取引所の開設していた商品市場（商品先物取引法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下この項において同じ。）において成立した取引（同法第二条第三項に規定する先物取引に該当するものであつて、商品又は同条第二項に規定する商品指数（商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。）に係るものに限る。）であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行った商品先物取引業者（商品先物取引法第二条第二十三項に規定

二条第二十三項に規定する商品先物取引業者をいう。第二百二条第二項第三号において同じ。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

10  
(略)

する商品先物取引業者をいう。第二百二条第二項第三号において同じ。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

10  
(略)

	改 正 案	現 行
<p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）                  第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者又は同項第十一号に規定する送電事業者（以下この項において「一般送配電事業者等」という。）により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該一般送配電事業者等がその事業の用に供するものうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。）の三分の一（当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の五分の三）の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二（当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の四分の三）の額とする。</p> <p>2 29 （略）</p> <p>（事業所税の非課税の範囲）                  第七百一条の三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う</p>	<p>（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）                  第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者（以下この項において「電気事業者」という。）により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該電気事業者がその事業の用に供するものうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。）の三分の一（当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の五分の三）の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二（当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の四分の三）の額とする。</p> <p>2 29 （略）</p> <p>（事業所税の非課税の範囲）                  第七百一条の三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う</p>	

事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〇十五 (略)

十六 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号に規定する発電事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十七〇二十九 (略)

4〇7 (略)

#### 附則

(事業税の課税標準等の特例)

第九条 (略)

2〇7 (略)

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9〇12 (略)

事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〇十五 (略)

十六 電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十七〇二十九 (略)

4〇7 (略)

#### 附則

(事業税の課税標準等の特例)

第九条 (略)

2〇7 (略)

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に應ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に應ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

9〇12 (略)

改正案	現行
<p>（適用除外）            第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。            一～五 （略）            六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）</u>内における高圧ガス            七・八 （略）            2 （略）</p>	<p>（適用除外）            第三条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。            一～五 （略）            六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十六号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）</u>内における高圧ガス            七・八 （略）            2 （略）</p>

改正案	現行
<p>(用語の定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(用語の定義)            第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物（同法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。）の総合体をいう。）その他の経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（適用除外等）                      第二十七条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二                      第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十                      九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又                      は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の                      経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、                      揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じ                      ん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発                      生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一                      般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出                      し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで（同                      条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十                      三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十                      二条（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十                      三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及                      び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第                      十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を                      適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定                      の定めるところによる。</p> <p>2                      5（略）</p>	<p>（適用除外等）                      第二十七条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二                      第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十                      九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又                      は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の                      経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、                      揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じ                      ん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発                      生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一                      般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出                      し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで（同                      条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十                      三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十                      二条（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十                      三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及                      び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第                      十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を                      適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定                      の定めるところによる。</p> <p>2                      5（略）</p>

改正案	現行
<p>（電気工作物等に係る取扱い）                  第二十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条                  第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十                  九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又                  は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の                  経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定                  する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設                  置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第                  十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。                  ）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当                  規定の定めるところによる。</p> <p>2                  5                  （略）</p>	<p>（電気工作物等に係る取扱い）                  第二十一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条                  第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十                  九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又                  は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の                  経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定                  する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設                  置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第                  十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。                  ）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当                  規定の定めるところによる。</p> <p>2                  5                  （略）</p>



改正案

現行

（適用除外等）  
 第二十三条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

（適用除外等）  
 第二十三条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

(略)	五 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	(略)	当該特定施設	(略)	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
-----	---	-----	--------	-----	--------------------------------------

(略)	五 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）	(略)	当該特定施設	(略)	第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項
-----	---	-----	--------	-----	--------------------------------------

255 (略)

255 (略)

改正案	現行
<p>（電気工作物等に係る取扱い）  第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（電気工作物等に係る取扱い）  第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、第六条から第十一条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る。）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 5 （略）</p>

○湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（附則第四十五条関係）

改正案	現行
<p>（適用除外等）</p> <p>第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者については当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者については当該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（適用除外等）</p> <p>第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者については当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者については当該湖沼特定施設について、第八条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 4 （略）</p>

○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（附則第四十五条関係）

改正案	現行
<p>（適用除外等）            第十六条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設である特定施設等を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者及び当該鉱山に当該特定施設等を設置する者については当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である特定施設等を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者及び当該特定施設等を設置する者については当該特定施設等について、第十一条から第十四条まで及び前条第一項の規定並びに同条第四項及び第六項の規定（同条第一項に係る部分に限る。）を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。</p> <p>255（略）</p>	<p>（適用除外等）            第十六条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設である特定施設等を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者及び当該鉱山に当該特定施設等を設置する者については当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物である特定施設等を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者及び当該特定施設等を設置する者については当該特定施設等について、第十一条から第十四条まで及び前条第一項の規定並びに同条第四項及び第六項の規定（同条第一項に係る部分に限る。）を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。</p> <p>255（略）</p>

改正案

現行

（適用除外等）  
 第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

（適用除外等）  
 第三十五条 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる施設又は事業場について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

(略)	二 電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工作物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排出水を排出する者	(略)	当該特定施設	(略)	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
-----	---	-----	--------	-----	-------------------------------

(略)	二 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設から排出ガスを排出し、又は電気工作物である特定施設を設置する工場若しくは事業場から排出水を排出する者	(略)	当該特定施設	(略)	第十二条から第十九条まで及び第二十三条第二項から第四項まで
-----	---	-----	--------	-----	-------------------------------

255 (略)

255 (略)

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一〜十六（略）</p> <p>十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物</p> <p>十九〜三十五（略）</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一〜十六（略）</p> <p>十七 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物</p> <p>十九〜三十五（略）</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 電気事業法による一般電気事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）、卸電気事業（供給の相手方たる一般電気事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は特定電気事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業</p>

）の用に供する電気工作物に関する事業

千（略）

四（略）

2・3（略）

千（略）

四（略）

2・3（略）

○道路法（昭和二十七年法律第八十号）（附則第四十八條關係）

改正案	現行
<p>（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）            第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りで</p>	<p>（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）            第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限り</p>



2  
(略) ない。

2  
(略) でない。

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第四条 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業団体に対し、当該農林漁業団体が第二条第一項の規定により電気導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入をするために必要とする次の各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。以下同じ。）に対して負担する工事負担金</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第四条 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業団体に対し、当該農林漁業団体が第二条第一項の規定により電気導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入をするために必要とする次の各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定するものをいう。以下同じ。）に対して負担する工事負担金</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（電気及びガス並びに水の安定的な供給）            第三百三十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第二条</u>第一項第十七号の電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条</u>第十一項のガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電気及びガス並びに水の安定的な供給）            第三百三十四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）<u>第二条</u>第一項第十号の電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）<u>第二条</u>第十一項のガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（電気及びガス並びに水の安定的な供給）            第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（電気及びガス並びに水の安定的な供給）            第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七百七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第七十一号）（附則第五十条関係）

改正案	現行
<p>第一条 この法律は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業（その営む事業の事業主又はその営む事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者（同項第十五号に規定する発電事業者をいう。）が営むものに限る。）をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性に鑑み、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この法律は、電気事業（一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）及び石炭鉱業の特殊性並びに国民経済及び国民の日常生活に対する重要性にかんがみ、公共の福祉を擁護するため、これらの事業について、争議行為の方法に関して必要な措置を定めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十二項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限</p>	<p>（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）</p> <p>第十条の二の二 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第十二項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度</p>

度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二（略）

2 13（略）

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第

額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一・二（略）

2 13（略）

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十

十二項において「供用年度」という。)の当該エネルギー環境  
負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金  
額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、  
法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、  
当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額(同  
条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却  
限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と  
特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取  
得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とす  
る。

一・二 (略)  
2 5 (略)

(原子力発電施設解体準備金)

第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条  
第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各事業年度  
(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合  
併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度  
を除く。)において、当該事業年度終了の日において有する特  
定原子力発電施設(原子力発電施設のうち、原子炉、タービン  
その他の設備並びに建物及びその附属設備で政令で定めるもの  
をいう。以下この条において同じ。)に係る解体費用の支出に  
備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額  
から第二号に掲げる金額を控除した金額に当該事業年度の月数  
(当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電  
した日を含む事業年度である場合には、同日から当該事業年度  
終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを当該特定原子力発  
電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間

二項において「供用年度」という。)の当該エネルギー環境負  
荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額  
の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、  
法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当  
該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額(同条  
第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限  
度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特  
別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得  
価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする  
。

一・二 (略)  
2 5 (略)

(原子力発電施設解体準備金)

第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二条  
第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定す  
る卸電気事業を営むものが、各事業年度(解散の日を含む事業  
年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合  
併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)において、  
当該事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設(原  
子力発電施設のうち、原子炉、タービンその他の設備並びに建  
物及びその附属設備で政令で定めるものをいう。以下この条に  
おいて同じ。)に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子  
力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金  
額を控除した金額に当該事業年度の月数(当該事業年度が当該  
特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度  
である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の  
月数)を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用



(以下この項において「積立期間」という。)の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数(当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数)で除して計算した金額(当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。)以下の金額を損金経理の方法により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2 5 (略)

5 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六

の積立期間として財務省令で定める期間(以下この項において「積立期間」という。)の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数(当該事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む事業年度である場合には、積立期間の月数)で除して計算した金額(当該事業年度が積立期間の末日を含む事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第十一項において「積立限度額」という。)以下の金額を損金経理の方法により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2 5 (略)

5 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第四

十六号)第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 (11) (略)

(エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、現下の厳しい経済状況及び雇行情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。)には、その

十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 (11) (略)

(エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、現下の厳しい経済状況及び雇行情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イ及びロに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合並びに第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。次項及び第六項において同じ。)には、その事

事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十三項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二（略）  
2 16（略）

（原子力発電施設解体準備金）

第六十八条の五十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各連結事業年度において、当該連結事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設（第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設をいう。以下この条において同じ。）に係る解体費用（第五十七条の四第一項に規定する解体費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に当該連結事業年度の月数（当該連結事業年度が当該特

業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十三項において「供用年度」という。）の当該エネルギー環境負荷低減推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の普通償却限度額（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一・二（略）  
2 16（略）

（原子力発電施設解体準備金）

第六十八条の五十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各連結事業年度において、当該連結事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設（第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設をいう。以下この条において同じ。）に係る解体費用（第五十七条の四第一項に規定する解体費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除し

定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間(以下この項において「積立期間」という。)の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数(当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数)で除して計算した金額(当該連結事業年度が積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第九項において「積立限度額」という。)以下の金額を損金経理の方法により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する

た金額に当該連結事業年度の月数(当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、同日から当該連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを当該特定原子力発電施設に係る解体費用の積立期間として財務省令で定める期間(以下この項において「積立期間」という。)の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該連結事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数(当該連結事業年度が当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日を含む連結事業年度である場合には、積立期間の月数)で除して計算した金額(当該連結事業年度が積立期間の末日を含む連結事業年度である場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額。第九項において「積立限度額」という。)以下の金額を損金経理の方法により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合(適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の第三十三第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

5  
5  
9 (略)

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間(当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の第三十三第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。)内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

5  
5  
9 (略)



改正案	現行
<p>（使用の制限） 第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（使用の制限） 第二十八条 電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案

現行

<p>（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権） 第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者</p> <p>イ 一般送配電事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第二号（定義）に規定する一般送配電事業者をいう。次項において同じ。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等）に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査にあつては一般送配電事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国</p>	<p>（当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権） 第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件（第一号ロ又は第二号ロに掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。）を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電源開発促進税に関する調査 次に掲げる者</p> <p>イ 一般電気事業者（電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第一条第一号（定義）に規定する一般電気事業者をいう。次項において同じ。）</p> <p>ロ （略）</p> <p>2 前項に規定する国税庁等の当該職員のうち、国税局又は税務署の当該職員は、航空機燃料税に関する調査にあつては航空機の所有者等の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国税局又は税務署の所轄区域内に、住所、居所、事務所、事業所、航空機燃料の保管場所その他これらに準ずるものを有する航空機の所有者等）に対する航空機燃料税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、電源開発促進税に関する調査にあつては一般電気事業者の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員（納税地の所轄国税局又は所轄税務署以外の国</p>
---	--



税局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号（定義）に規定する電気工作物を有する一般送配電事業者に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

局又は税務署の所轄区域内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号（定義）に規定する電気工作物を有する一般電気事業者に対する電源開発促進税に関する調査にあつては、当該国税局又は税務署の当該職員を含む。）に、それぞれ限るものとする。

○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（附則第五十五条関係）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公益事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者</p> <p>三 六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「公益事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般電気事業者、卸電気事業者又は特定電気事業者</p> <p>三 六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案

現行

<p>（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）          第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第八号（定義）</u>に規定する一般送配電事業、<u>同項第十号</u>に規定する送電事業又は<u>同項第十四号</u>に規定する発電事業</p> <p>二〇七（略）</p> <p>二〇八（略）</p>	<p>（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）          第四十五条 次に掲げる事業を営む内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において当該事業に必要な施設を設けるため電気、ガス若しくは水の需要者、熱供給を受ける者又は鉄道若しくは軌道の利用者その他その施設によつて便益を受ける者（以下この条において「受益者」という。）から金銭又は資材の交付を受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもつてその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第一号（定義）</u>に規定する一般電気事業、<u>同項第三号</u>に規定する卸電気事業又は<u>同項第五号</u>に規定する特定電気事業</p> <p>二〇七（略）</p> <p>二〇八（略）</p>
--	---

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十 四条の五關係）	登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一〇百三（略）		
	百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の旧供 給区域の変更の許可、一般送配電事業の許可若しくは電 気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線 路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給 の相手方の変更の許可、特定送配電事業者による小売供 給の登録、特定供給の許可又は電気工作物に係る登録安 全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録	(一) 電気事業法（昭和三十九 年法律第七十号）第二条 の二（事業の登録）の小売 電気事業の登録 (二) 電気事業法等の一部を改	登録件数 一件につき 九万円

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十 四条の五關係）	登記、登録、特許、免許、許可 、認可、認定、指定又は技能証 明の事項	課税標準	税率
	一〇百三（略）		
	百四 電気事業の許可若しくは電気の供給区域等の変更の 許可、特定供給若しくは一般電気事業者の供給区域外の 供給の許可又は電気工作物に係る登録安全管理審査機関 若しくは登録調査機関の登録	(一) 電気事業法（昭和三十九 年法律第七十号）第三条 第一項（事業の許可）の電 気事業の許可 イ 電気事業法第二条第一	許可件数 一件につき

正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十七条第一項（旧供給区域の変更等）の変更の許可（同法附則第十六条第一項（みなし小売電気事業者の供給義務等）に規定する旧供給区域の増加に係るもの（当該旧供給区域の属する市町村内における旧供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

(三) 電気事業法第三条（事業の許可）の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域の変更）の変更の許可（同法第六条第二項第四号（許可証）に掲げる供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

(四) 電気事業法第二十四条第一項（供給区域外に設置する電線路による供給）の供給区域外の供給の許可

九万円

許可件数

一件につき  
九万円

許可件数

一件につき  
一万五千元

項第一号（定義）に規定する一般電気事業の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るもの（これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

ロ 電気事業法第二条第一項第三号に規定する卸電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給の相手方たる一般電気事業者の増加に係るものに限る。）

ハ 電気事業法第二条第一項第五号に規定する特定電気事業の許可又は同法第八条第一項の規定による変更の許可（同法第六条第二項第三号の供給地

九万円

許可件数

一件につき  
九万円

許可件数

一件につき  
一万五千元

(五) 電気事業法第二十七条の	許可件数	一件につき 九万円
四（事業の許可）の送電事業の許可又は同法第二十七条の十二（準用）において読み替えて準用する同法第八條第一項の変更の許可（同法第二十七条の七第二項第四号（許可証）に掲げる振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき 一万五千元
(六) 電気事業法第二十七条の十五（小売供給の登録）の特定送配電事業者による小売供給の登録	許可件数	一件につき 一万五千元
(七) 電気事業法第二十七条の三十一第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	登録件数	一件につき 九万円
(八) 電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき
(九) 電気事業法第五十七条の	登録件数	一件につき

点の増加に係るものに限る。）	許可件数	一件につき 一万五千元
(二) 電気事業法第十七条第一項（特定供給）の電気を供給する事業の許可	許可件数	一件につき 一万五千元
(三) 電気事業法第二十五条第一項（一般電気事業者の供給区域外の供給）の許可	登録件数	一件につき 九万円
(四) 電気事業法第五十一条第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第五十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円
(五) 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円

百五〽百六十 (略)	二第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)
	九万円

百五〽百六十 (略)	

改正案

現行

（課税目的及び課税物件）

第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般送配電事業 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業をいう。

- 二 一般送配電事業者 電気事業法第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者をいい、一般送配電事業以外の電気事業（同項第十六号（定義）に規定する電気事業をいう。次号イにおいて同じ。）を併せ営むものを含むものとする。

（課税目的及び課税物件）

第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業又は一般電気事業者 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号又は第二号（定義）に規定する一般電気事業又は一般電気事業者をいう。

- 二 販売電気 次に掲げる電気をいう。

- イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電気（他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電気として供給したもの、電気事業法第二条第一項第七号（定義）に規定する特定規模電気事業として供給したもの及び同項第十三号（定義）に規定する振替供給を行ったものを除く。）

- ロ 一般電気事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）



三 販売電気 次に掲げる電気をいう。

イ 一般送配電事業者が一般送配電事業、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号（定義）に規定する小売電気事業をいう。イにおいて同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号（定義）に規定する特定送配電事業をいい、同号に規定する小売供給を行う事業以外の事業を除く。イにおいて同じ。）として供給した電気（他の一般送配電事業者に当該他の一般送配電事業者が営む電気事業者（当該他の一般送配電事業者の供給区域以外の地域において当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路により電気の供給を受けて営む小売電気事業及び特定送配電事業を除く。）の用に供するための電気として供給したもの、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する一般送配電事業の用に供する電線路を介することなく特定送配電事業として供給したもの、同項第七号（定義）に規定する発電量調整供給を行ったもの並びに同項第四号（定義）に規定する振替供給を行ったものを除く。）

ロ 一般送配電事業者が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）

（納税義務者）

第三条 一般送配電事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

（新設）

（納税義務者）

第三条 一般電気事業者は、その販売電気につき、電源開発促進税を納める義務がある。

(納税地)

第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般送配電事業者の住所地とする。

(課税標準)

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般送配電事業者の販売電気の電力量とする。

2 一般送配電事業者の販売電気でその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第七条 一般送配電事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 (略)

二 その月中において一般送配電事業者が自ら使用した電気の電力量

三 五 (略)

2 (略)

(電源開発促進税の期限内申告による納付)

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般送配電事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

(納税地)

第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所地とする。

(課税標準)

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電気の電力量とする。

2 一般電気事業者の販売電気で電気事業法第十九条第一項又は第十一項(一般電気事業者の供給約款等)に規定する供給約款又は約款においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電気の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準及び税額の申告)

第七条 一般電気事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 (略)

二 その月中において一般電気事業者が自ら使用した電気の電力量

三 五 (略)

2 (略)

(電源開発促進税の期限内申告による納付)

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般電気事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

ばならない。

(一般送配電事業の開廃等の届出)

第九条 一般送配電事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般送配電事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般送配電事業者についてその地位の承継があつた場合(一般送配電事業の全部の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条において同じ。)においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般送配電事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十一条 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般送配電事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般送配電事業者の次に掲げる義務を承継する。

一・二 (略)

ならない。

(一般電気事業の開廃等の届出)

第九条 一般電気事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般電気事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合(一般電気事業の全部の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条において同じ。)においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面により、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(記帳義務)

第十条 一般電気事業者は、政令で定めるところにより、その販売電気の電力量、納付すべき税額その他これらに関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

第十一条 電気事業法第十一条第一項(承継)の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般電気事業者の次に掲げる義務を承継する。

一・二 (略)

改正案

現行

（開示）  
 第八十一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この条において同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならぬ。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（計画の作成及び公表）  
 第八十一条の七 電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措

（開示）  
 第八十一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならぬ。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（計画の作成及び公表）  
 第八十一条の七 電気事業者（経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければな

2  
(略)

置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

一〇三 (略)

2  
(略)

らない。

一〇三 (略)

改正案

別表第三（第三条、第六十條關係）

一 次の表に掲げる法人

(略)	名称	(略)	根拠法
	高圧ガス保安協会		(略)
(略)	広域的運営推進機関	(略)	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）
	(略)		(略)

二 (略)

現行

別表第三（第三条、第六十條關係）

一 次の表に掲げる法人

(略)	名称	(略)	根拠法
	高圧ガス保安協会		(略)
(略)	(新設)	(略)	(略)
	(略)		(略)

二 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号において同じ。）として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定商品」という。）について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利（同号において「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号（イに係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）を除く。）を行うこと。</p> <p>三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあつては、その行使。以下この号において同じ。）により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「指定品」という。）を取得（生産を含む。）し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。</p> <p>2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。次号及び次項において同じ。）として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「特定物品」という。）について、当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができる権利（同号において「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第三号（イに係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）を除く。）を行うこと。</p> <p>三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用（鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利にあつては、その行使。以下この号において同じ。）により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（第二十一条第一号及び第二十八条第二号において「指定物品」という。）を取得（生産を含む。）し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。</p> <p>2 この法律において「商品投資顧問契約」とは、当事者の一方</p>

が、相手方から、商品投資に係る投資判断（投資の対象となるもの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（前項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品先物取引法第二条第三項第一号に規定する取引を除く。）及び前項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

3 6 (略)

（契約を締結している顧客に対する書面の交付）

第二十一条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同
- 一の特定商品、特定商品指数、特定商品又は指定品について取引を行った事実の有無

二・三 (略)

（禁止行為）

第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

- 二 特定の商品等（特定商品、特定商品指数、特定商品に係るオプション又は指定品をいう。）に関し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った商品投資に基づく価格、数値又は

が、相手方から、商品投資に係る投資判断（投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断（前項第一号に規定する先物取引（特定商品に係る商品先物取引法第二条第三項第一号に規定する取引を除く。）及び前項第二号に規定する取引にあつては、行うべき取引の内容及び時期についての判断）をいう。以下同じ。）の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約をいう。

3 6 (略)

（契約を締結している顧客に対する書面の交付）

第二十一条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問契約を締結している顧客に対し、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

- 一 当該商品投資顧問業者が自己の計算で行った商品投資に係る取引のうち当該顧客から一任されて投資を行ったものと同
- 一の特定商品、特定商品指数、特定物品又は指定物品について取引を行った事実の有無

二・三 (略)

（禁止行為）

第二十八条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

- 二 特定の商品等（特定商品、特定商品指数、特定物品に係るオプション又は指定物品をいう。）に関し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った商品投資に基づく価格、数値



対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づき商品投資を行うこと。

三  
(略)

又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づき商品投資を行うこと。

三  
(略)

改正案

別表第一（第六条関係）

一〇十五（略）

十六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号（定義）に規定する一般送配電事業者の同項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十一号に規定する送電事業者の同項第十号に規定する送電事業若しくは同項第十五号に規定する発電事業者の同項第十四号に規定する発電事業に直接必要な工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項（定義）に規定する一般ガス事業者の同条第一項に規定する一般ガス事業若しくは同条第四項に規定する簡易ガス事業者の同条第三項に規定する簡易ガス事業に直接必要な工作物又は熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項（定義）に規定する熱供給事業者の同条第二項に規定する熱供給事業に直接必要な施設の用に供されている土地等として財務省令で定めるもの

十七〇二十四（略）

現行

別表第一（第六条関係）

一〇十五（略）

十六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号（定義）に規定する一般電気事業者の同項第一号に規定する一般電気事業、同項第四号に規定する卸電気事業者の同項第三号に規定する卸電気事業若しくは同項第六号に規定する特定電気事業者の同項第五号に規定する特定電気事業に直接必要な工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項（定義）に規定する一般ガス事業者の同条第一項に規定する一般ガス事業若しくは同条第四項に規定する簡易ガス事業者の同条第三項に規定する簡易ガス事業に直接必要な工作物又は熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項（定義）に規定する熱供給事業者の同条第二項に規定する熱供給事業に直接必要な施設の用に供されている土地等として財務省令で定めるもの

十七〇二十四（略）

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（附則第六十六条関係）

改正案

現行

<p>（電線共同溝を整備すべき道路の指定）  <b>第三条（略）</b></p> <p>2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村（当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。）、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第九号</u>に規定する一般送配電事業者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第二百二十条第一項</u>に規定する認定電気通信事業者（政令で定める者を除く。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p><b>第九条（略）</b></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十二号に規定する特定送配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業の用に供するものに、電気通信事業法に基</p>	<p>（電線共同溝を整備すべき道路の指定）  <b>第三条（略）</b></p> <p>2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村（当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。）、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第二号</u>に規定する一般電気事業者又は同項第六号に規定する特定電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第二百二十条第一項</u>に規定する認定電気通信事業者（政令で定める者を除く。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3・4（略）</p> <p><b>第九条（略）</b></p> <p>一・二（略）</p> <p>三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業、同項第三号に規定する卸電気事業又は同項第五号に規定する特定電気事業の用に供するものに、電気通信事業法に基</p>
---	--

づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四  
(略)

項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四  
(略)

改正案	現行
<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物に関する事業</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>（使用の認可に関する処分を行う機関）</p> <p>第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電気事業法による一般送配電事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）送電事業（供給の相手方たる一般送配電事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）特定送配電事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業</p>	<p>（対象事業）</p> <p>第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>（使用の認可に関する処分を行う機関）</p> <p>第十一条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 電気事業法による一般電気事業（供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）卸電気事業（供給の相手方たる一般電気事業者の供給区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）又は特定電気事業（供給地点が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用に供する電気工作物に関する事業</p>

2  
四二  
(略)(略)(略)

2  
四二  
(略)(略)(略)

改正案	現行
<p>（電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助）</p> <p>第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であつて沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第六十四条 沖繩振興開発金融公庫は、小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条において同じ。）一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条において同じ。）及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条において同じ。）のいずれも営む者たる会社（以下この条及び第百十九条において「兼業会社」という。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡があり、又は兼業会社について分割があつたときは、沖繩振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものに対し当分の間行う貸付けに係る貸付金につ</p>	<p>（電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助）</p> <p>第六十三条 国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であつて沖繩における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。この場合においては、環境の保全に特に寄与するものと認められる電気事業の用に供する設備の整備が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第六十四条 沖繩振興開発金融公庫は、一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）であつて会社であるものをいう。以下同じ。）に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>（新設）</p>

いては、それぞれ、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一 当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る、兼業会社であるものを除く。）

二 当該譲渡し又は分割をした会社であつて、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）

三 前二号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3 | 兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があつたとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、沖縄振興開発金融公庫は、当該譲渡し又は分割の前にその会社に対して行つた貸付けに係る貸付金であつて当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものについては、その会社の財産につき他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 | 前三項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 | 第一項の貸付金を借り入れた兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社（同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百十九条において同じ。）は、二週間以内に、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を公告しなければ

（新設）

2 | 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

3 | 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業会社は、二週間以内に、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を公告しなければならない。



ばならない。

一 兼業会社又は分割等会社の名称及び住所

二(五) (略)

6 第一項の貸付金を借り入れた兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社は、会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。

7 前項に規定する兼業会社及び分割等会社は、会社法第四百四十条第三項の規定による措置を執る場合には、同項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者について準用する。

2 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした兼業会社又は分割等会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十四条第五項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

一 一般電気事業者会社の名称及び住所

二(五) (略)

4 第一項の貸付金を借り入れた一般電気事業者会社は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十条第一項又は第二項の規定により貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該貸借対照表又はその要旨に、当該借入先及び借入金額を付記しなければならない。

5 前項に規定する一般電気事業者会社は、会社法第四百四十条第三項の規定による措置をとる場合には、同項の規定により不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置かれている情報に、当該借入先及び借入金額に係る情報を付さなければならない。

(課税の特例)

第六十五条 第三十六条の規定は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者について準用する。

2 (略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした一般電気事業者会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一 第六十四条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二 第六十四条第六項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三 第六十四条第七項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

附 則

(この法律の失効)

第二条 (略)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項及び第二項の貸付金	第六十四条及び第一百十九条
(略)	(略)	(略)

二 第六十四条第四項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

三 第六十四条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を付さず、又は虚偽の情報を付したとき。

附 則

(この法律の失効)

第二条 (略)

2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

一	公庫がこの法律の失効前に貸し付けた第六十四条第一項の貸付金	第六十四条及び第一百十九条
(略)	(略)	(略)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）（附則第七十一条関係）

改正案	現行
<p>（新エネルギー等電気の基準利用量）</p> <p>第四条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間（以下「届出年度」という。）に利用をすることを予定している新エネルギー等電気の基準利用量（その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量（他の電気事業者に供給したものを除く。第十条において同じ。）を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。）その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新エネルギー等電気の基準利用量）</p> <p>第四条 電気事業者は、毎年六月一日までに、経済産業省令で定めるところにより、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間（以下「届出年度」という。）に利用をすることを予定している新エネルギー等電気の基準利用量（その電気事業者が当該届出年度において利用をすべきものとして、当該届出年度の前年度におけるその電気事業者の電気の供給量（他の電気事業者に供給したものを除く。第十条において同じ。）を基礎として新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及の状況その他の事情を勘案して経済産業省令で定めるところにより算定される新エネルギー等電気の量をいう。以下同じ。）その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）（附則第七十二条関係）

改正案	現行
<p>附則 （法人の準備金に関する経過措置） 第三十四条（略） 25（略） 6 青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、附則第一条第二十五号に定める日において旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む事業年度開始の日（附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>7（略） 8 第六項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料（以下この項及び第十二項において「使用済燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金</p>	<p>附則 （法人の準備金に関する経過措置） 第三十四条（略） 25（略） 6 旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が、附則第一条第二十五号に定める日において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む事業年度開始の日（同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。</p> <p>7（略） 8 第六項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二条第一項に規定する使用済燃料（以下この項及び第十二項において「使用済燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金</p>

額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二〇四 (略)

9〇14 (略)

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十八条 (略)

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、附則第一条第二十五号に定める日において旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む連結事業年度開始の日（附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 (略)

8 第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発

額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二〇四 (略)

9〇14 (略)

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十八条 (略)

6 旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第一条第二十五号に定める日において同項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む連結事業年度開始の日（同条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 (略)

8 第六項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発

電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二十一条に規定する使用済燃料（以下この項及び第十項において「使用済燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二 四 (略)

9 12 (略)

電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第二十一条に規定する使用済燃料（以下この項及び第十項において「使用済燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二 四 (略)

9 12 (略)

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（附則第七十三条関係）

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

改正案	現行
<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第五十九条 第五十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができ</p> <p>る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならぬ。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。</p> <p>六 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の二若しくは</p>	<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第五十九条 第五十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができ</p> <p>る。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならぬ。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 前項第五号に定める事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。</p> <p>六 前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八条第一項の</p>



第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七 (略)

第六十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可、登録、変更登録又は認定があつたものとみなす。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録に係るものに限る。）	同法第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録又は同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録

規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七 (略)

第六十条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第五十七条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(新設)	(新設)

(略)

(略)

2 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二條の六第四項、第九條第二項、第二十七條の十九第四項又は第二十七條の二十七第三項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第五十七條第五項の規定により公表されたときは、同法第二條の六第四項、第九條第二項、第二十七條の十九第四項又は第二十七條の二十七第三項の規定による届出があつたものとみなす。

(略)

(略)

2 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九條第二項又は第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第五十七條第五項の規定により公表されたときは、同法第九條第二項又は第十六條の二第一項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。